

大熊町文化財保存活用地域計画

令和7年12月

目次

序章 本計画の背景と目的	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 本計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 関連計画における歴史・文化の位置付け	2
5 本計画における文化財の定義	4
6 計画策定の体制と経緯	6
第1章 大熊町の概要	8
1 自然・地理的環境	8
2 社会的特性	13
3 歴史的背景	23
第2章 大熊町の大熊町資料の概要と特徴	30
1 指定文化財の概要と特徴	30
2 未指定文化財の概要と特徴	35
3 大熊町資料の保存状況について	39
第3章 大熊町の歴史文化の特性	42
第4章 大熊町資料に関する既往の把握調査・取組	47
1 既往の大熊町資料調査	47
2 大熊町資料の保存活用に関する取組	50
3 大熊町に関する人に対する意識調査結果	52
第5章 大熊町資料保存活用の将来像	53
第6章 保存活用に関する課題・方針・措置	55
1 大熊町資料の調査に関する課題・方針・措置	56
2 大熊町資料の保存・継承に関する課題・方針・措置	59
3 大熊町資料の活用に関する課題・方針・措置	64
4 大熊町資料保存活用の体制作りに関する課題・方針・措置	66
第7章 関連文化財群設定の考え方	69
1 関連文化財群の概要と構成文化財	70
2 関連文化財群の課題・措置	76
第8章 大熊町資料の保存活用の推進体制	81

序章 本計画の背景と目的

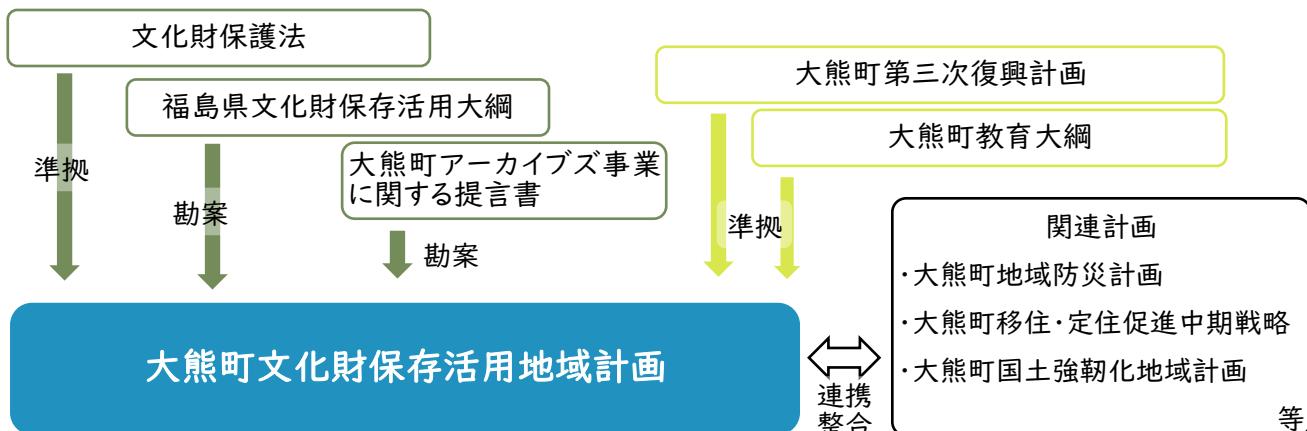
I 計画作成の背景と目的

平成23(2011)年3月に発生した、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年の年月が経過した。この未曾有の災害を受けて、大熊町ではこれまで第一次(平成24(2012)年9月)・第二次(平成27(2015)年3月)及び第二次改訂版(平成31(2019)年3月)の復興計画を順次策定し、進めてきた。平成31(2019)年4月の大川原・中屋敷地区に対する避難指示の解除を契機に、帰町への第一歩を踏み出した。さらに、令和4(2022)年6月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことを受けて、大野駅西口に産業交流施設、商業施設、住宅を、下野上原地区に中央産業拠点等を整備し、かつての賑わいを取り戻すべく取組を進めている。また、国の「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるように、避難指示解除の取組を進めていく」との方針のもと、町は「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、特定帰還居住区域内の除染とインフラ整備を進めることにより、早期の避難指示解除を目指している。

そして、令和5(2023)年12月には復興の更なる加速化を目指し、今後10年間の町が進むべき方向性を示す「大熊町第三次復興計画」を策定した。大熊町に関わる全ての人たちのための計画とともに、持続的な地域づくりに向けて、みんなでまちづくりを進めていく計画とした。中でも「取り組む施策」の6つの柱のうち、「柱3 みんなで主体的に学び合う生涯学習環境づくり」の「(6)ふるさと大熊の記憶の継承」において、原子力災害により全町避難を余儀なくされた大熊町は、町の生活や文化に関する記憶の継承を課題とし、大熊町に関係する記憶を保存しながら、未来につないでいくことを目的に、「大熊町の記憶をつなぐ」、「独自の大熊町文化財保存活用地域計画」をつくる」を掲げている。以上のことを踏まえ、文化財保護法第183条の3に基づく文化財保存活用地域計画(以下、「本計画」という)を作成する。

2 本計画の位置付け

本計画は「文化財保護法」に準拠し、文化財保護法第183条の2の規定に基づき福島県により策定された「福島県文化財保存活用大綱」を勘案する。また、町内の関連計画として「大熊町第三次復興計画」、「大熊町教育大綱」に準拠し、その他計画との整合性を図る。また、平成29(2017)年に発足した大熊町アーカイブズ検討委員会で提言された「大熊町アーカイブズ事業に関する提言書」の内容を勘案する。



3 計画期間

本計画の計画期間は令和8(2026)年度～令和17(2035)年度の10年間とする。また、令和10(2028)年度の社会教育複合施設の整備完了後に、施設の利用状態を勘案し、本計画の取組の見直しを行う。軽微な変更の場合は、福島県及び文化庁に情報提供を行う。なお、計画期間の変更、市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更の場合には文化庁長官の変更認定を申請する。また、令和16(2034)年度策定予定の大熊町第四次復興計画の内容を、その後10年間の次期計画に反映させる見込みである。

令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年	令和12 (2030)年	令和13 (2031)年	令和14 (2032)年	令和15 (2033)年	令和16 (2034)年	令和17 (2035)年	令和18 (2036)年	令和19 (2037)年
大熊町第三次復興計画											
大熊町文化財保存活用地域計画											
△ 取組の見直し											
社会教育複合施設整備											
次期計画											

4 関連計画における歴史・文化の位置付け

● 4-1 大熊町第三次復興計画

町を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後10年間の町が進むべき方向性を示す、最上位の開発・振興計画である。大熊町に対して様々な関わり方や想いを持つ人たちがいることを前提に、「大熊町第三次復興計画」を大熊町に関わる全ての人たちのための計画とするとともに、持続的な地域づくりに向けて、みんなでまちづくりを進めていく計画としている。

計画のコンセプトを「想いと誇りでつくる大熊～くらし、つながるみんなのまち～」とし、計画の理念として「理念① 町民一人一人の安心で充実した暮らしの実現」、「理念② 大熊町への自分に合った関わり・交流を育む町」、「理念③ ふるさとの想いを伝え、これからを担う人づくり」の3つを掲げ、その理念に紐づいた6つの柱を設定している。文化財保存活用地域計画の作成は、柱3「みんなで主体的に学び合う生涯学習環境づくり」の「(6) ふるさと大熊の記憶の継承」の取組として下記のように記載している。

(6) ふるさと大熊の記憶の継承

②独自の「大熊町文化財保存活用地域計画」をつくる

既存の文化財保護法上の「文化財」だけではなく、大熊町独自の価値観による大切なものを「大熊町資料」に加え、その保存と活用を目的とした「大熊町文化財保存活用地域計画」を策定します。

引用:大熊町「大熊町第三次復興計画」、2023

● 4-2 大熊町アーカイブズ事業に関する提言書

大熊町アーカイブズ検討委員会により提出された提言書には「大熊のDNAを残す」、「大熊の新しい文化を紡ぐ」、「主張や想いを支える事実を提供する」の3つの理念を掲げており、保全・収集・活用の対象として「歴史資料」、「震災資料」、「建物や景観等」、「公文書」の4分類を掲げている。

(1)歴史資料

大熊町の歴史や文化を伝える資料です。道平遺跡の出土品が、この地の縄文時代の人々の暮らしや営みを伝えているように、この地でかつてどんなことが起きてきたかを知る根拠となります。また、町指定無形民俗文化財の熊川稚児鹿舞等、町民の生活や文化の特色を示す芸能や、それにまつわる用具等も含まれます。

(2)震災資料

震災と原発事故が大熊町と町民に及ぼす影響を示す物、文書、遺構等を指します。直接被災した痕跡を残すものだけでなく、震災や原発事故がなければ存在しないもの、震災によって失われる危機にあるもの、本来の意味や役割が変わってしまったもの等を含みます。

(3)建物や景観等

大熊町内には、町の歴史や被災の状況を伝える建造物や景観があります。震災により景観が変わる中で、例えば、古民家やその周辺の景観は町民の心のよりどころとして存在感を増しており、町の文化財としての価値が期待できます。一方、避難指示により被災・避難した時点から手つかずの時が経過した場所も各所に残っています。それぞれ歴史資料、震災資料に含まれるものですが、現場から「収集」できない資料として保全・活用に工夫が必要になります。

(4)公文書

町職員が業務上作成した文書は、町の文書管理規程に基づいて管理されており、町の歴史や歩みを知る上で信頼性の高い資料となります。特に大熊町では、震災で一変した町の状況や災害対応に追われた町職員の業務内容を明らかにする上で極めて重要な資料です。

引用:大熊町アーカイブズ検討委員会「大熊町アーカイブズ事業に関する提言書」、2019

5 本計画における文化財の定義

文化財保護法は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群に加えて、埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としている。その中でも特に価値が認められるものを法や条例に基づき、国指定等文化財や県指定文化財、町指定文化財として保護している。大熊町においても、複数の指定等文化財に加えて、大熊町での今までの暮らしを表す、未指定の文化財が多く存在している。

しかし、大熊町は原発事故の影響による全町避難を経て、現在も町民の多くが帰町することが出来ない状況にある。このため、本来であれば地域住民によって日々の生活の中で伝承される、暮らしの想い出までが途切れてしまう危機に瀕している。そこで本計画では、未指定文化財を「大熊町に関わる人びとが「大熊町らしさ」を感じられる要素」と広く位置付け、文化財保護法で定義された類型に加えて、「史話・伝承・思い出」と「方言・地名」の2つの類型を定義した。また、震災にまつわる物事は「大熊町アーカイブズ事業に関する提言書」で示された「震災資料」の定義に準じ、未指定文化財として扱うこととする。

これらの指定等文化財と未指定文化財を包括し、「大熊町資料」と呼称し、本計画で扱う文化財としてことで、大熊町の歴史文化^(注1)を活かした大熊町資料の総合的・一体的な保存と活用につなげる。

(注1)歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテクスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

本計画における文化財=「大熊町資料」の定義

歴史、芸術、学術的
観点から価値が
高い文化財

国 / 県 / 町の指定文化財

国 / 県 / 町の登録文化財

文化財保護法の規定で捉えられる未指定文化財

文化財保護法第二条で規定される文化財の類型（六類型）及びその他

有形文化財 無形文化財 記念物

民俗文化財 文化的景観 伝統的建造物群

文化財の保存技術 埋蔵文化財

例)



▲渡部家住宅
(国登録有形文化財)



▲熊川稚児鹿舞
(町指定無形民俗文化財)



▲道平遺跡出土土偶
(有形文化財)

文化財保護法の
規定では捉えづらいが、
大熊町に関わる人々が
「大熊町らしさ」を
感じられる文化財

文化財保護法の規定で捉えづらい未指定文化財

大熊町らしさを感じられる独自の文化財の類型

史話・伝承・思い出

方言・地名

地域にまつわる物語 地域の信仰

方言

地名

地域の自然 地域の思い出

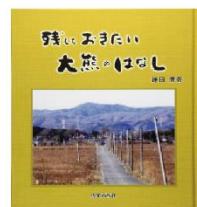
震災にまつわる物事

「大熊町アーカイブズ事業に関する提言書」の定義に準じて、以下の定義に当てはまる物事について文化財として扱い、適した文化財類型に分類する。

(定義)

- 震災と原発事故が大熊町と町民に及ぼす影響を示す物、文書、遺構
- 震災や原発事故がなければ存在しないもの
- 震災によって失われる危機にあるもの
- 本来の意味や役割が変わってしまったもの
- 原子力発電所の誘致・共生を示す物、文書、遺構

例)



▲『残しておきたい大熊のはなし』
鎌田清衛（著）
(地域にまつわる物語)



▲津波被災した看板
(歴史資料)



▲解体された大熊中学校
(地域の思い出)

6 計画作成の体制と経緯

本計画の作成にあたり、大熊町文化財保護条例に基づいて設置された「大熊町文化財保護審議会」から意見聴取を行った。また「大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、計画案の検討や意見聴取を行った。

[大熊町文化財保護審議会]

氏名	専門分野
猪狩 みち子	考古学
夏井 芳徳	民俗学・地域史
◎高橋 清	森林文化
半谷 隆信	宗教文化
○渡部 正勝	郷土史

◎会長 ○副会長

[大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会]

氏名	職名	備考(専門分野)
◎西村 幸夫	國學院大學観光まちづくり学部観光まちづくり学科 学部長・教授	地域計画
玉川 一郎	福島県考古学会 前会長	地域史
岡田 清一	東北福祉大学 名誉教授	相馬氏史
本間 宏	公益財団法人福島県文化振興財団 文化財主事	考古学・被災文化財保護
窪田 亜矢	東北大学大学院工学研究科 都市・建築学専攻 教授	地域デザイン
吉岡 文弘	一般社団法人おおくまちづくり公社 事務局長	商工観光関連団体
佐々木 祥一	熊町住民代表	住民(近世宿場町)
渡辺 英政	大野駅前住民代表	住民(近代以降市街地)
半谷 隆信	遍照寺住職	文化財所有者
渡部 正勝	おおくまふるさと塾 塾長	郷土史関係住民団体
高橋 清	文化財保護審議会 会長	大熊町文化財保護審議会
○島 和広	大熊町副町長(令和6年12月31日まで)	大熊町特別職
○吉岡 健太郎	大熊町副町長(令和7年1月1日から)	大熊町特別職
	環境省 福島地方環境事務所 中間貯蔵施設浜通り事務所	オブザーバー
	福島県教育庁文化財課	オブザーバー

◎会長 ○副会長

[作成の経緯]

日程		案件
令和 4(2022)年	11月 22 日	文化庁協議(オンライン)
令和 5(2023)年	5月 22 日	令和 5 年度第 1 回大熊町文化財保護審議会
	7月 21 日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会 (第 1 回)
	12月 21 日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会 (第 2 回)
令和 6(2024)年	3月 5 日	令和 5 年度第 2 回大熊町文化財保護審議会
	3月 14 日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会 (第 3 回)
	7月 28 日	令和 6 年度第 1 回大熊町文化財保護審議会
	8月 30 日	文化庁協議(オンライン)
	9月 15 日～30 日	町民・町内企業等への一斉アンケート調査
	9月 20 日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会 (第 4 回)
	11月 2 日	町民ワークショップ
	12月 16 日～	地区区長ヒアリング
	12月 5 日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会 (第 5 回)
令和 7(2025)年	1月 24 日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会 (第 6 回)
	2月 10 日～2月 28 日	パブリックコメント
	3月 21 日	令和 6 年度第 2 回大熊町文化財保護審議会
	3月 25 日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会 (第 7 回)
	7月 11 日	令和 7 年度第 1 回大熊町文化財保護審議会
	8月 7 日	文化庁視察

第1章 大熊町の概要

I 自然・地理的環境

● I-1 位置・面積

福島県は東北地方南端に位置し、太平洋に沿った阿武隈高地、中央部の奥羽山脈、西部の越後山脈、この南北に走る山地を境とし、東から浜通り地方、中通り地方、会津地方と大きく3つの地方に分けられる。

大熊町は浜通り地方、太平洋沿岸中央部に位置し、東西最大 15.4km、南北最大 6.7km、面積 78.73km²と東西に細長い形状である。北は双葉町と浪江町、西は田村市、南は川内村と富岡町に接する。

[大熊町位置図]

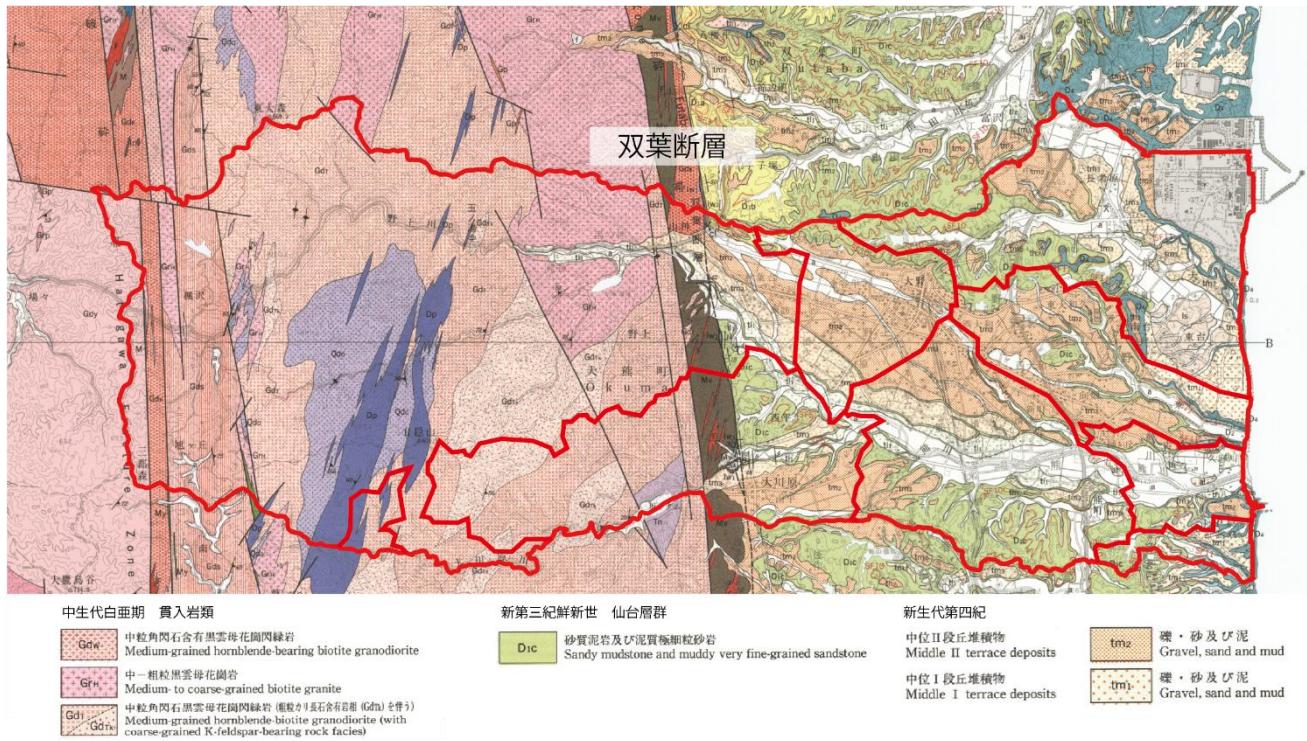


国土地理院地図を基に作成

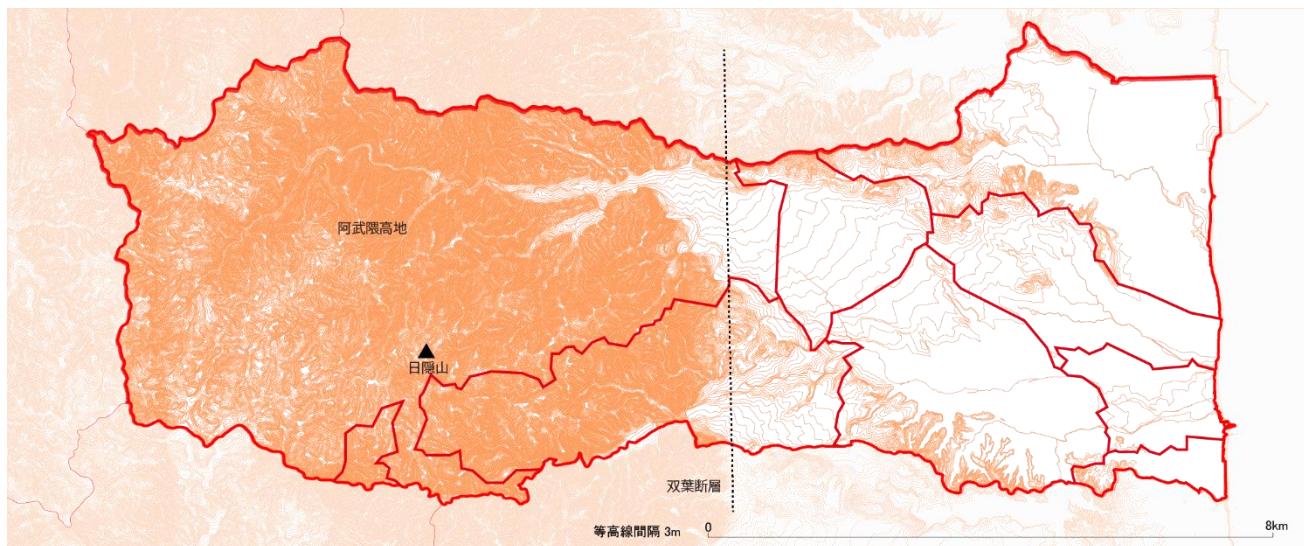
● I-2 地質

地質は町の中央を南北に走る双葉断層を境に大きく異なり、西は中生代白亜紀の貫入岩（花崗岩類）が広く分布し、磁鉄鉱がしばしば認められる。中生代から新生代第三紀中新世までの地層分布は希薄である。双葉断層から東には新生代第三紀鮮新世に形成された仙台層群が丘陵地に広く分布し、新生代第四紀において形成された段丘面の基盤層を成す。堆積物は半固結のシルト岩、凝灰岩であり、多くの火山灰層を介在する。なお、河岸段丘面は新生代第四紀更新世後期の最終間氷期の海進・海退により形成されたと考えられている。

[地質図]



[等高線図]



● 1-3 地形

浜通り地方は概して、西の阿武隈高地から東の河岸段丘や海岸低地に向かって下り、太平洋へ至る地形である。

大熊町は太平洋岸から西へ約 7km の位置に双葉断層が南北に走り、阿武隈高地の東縁を形成する。ここから東の丘陵地は標高 100m から緩やかに下って海岸に達する。阿武隈高地を源流とする熊川は双葉断層より西では急峻で両岸にそり立つ渓谷を形成し、東側では傾斜が緩やかで、河川両岸に河岸段丘が発達している。そのため隆起扇状地的な平坦面も多く存在する。夫沢川、小入野川は仙台層群等の低位丘陵部を水源として太平洋に東流し、阿武隈高地を水源とする熊川に比べて流量は少ない。

以上のような地形的特徴から大熊町は、大きく3つの地域に分けられる。

○熊川下流の沖積地

熊川が西から東に流れ、それにより河岸段丘面が形成される。この河岸段丘面は比較的水が得やすいことから縄文時代の遺跡が多く確認されている。奈良時代に成立した『常陸国風土記』に記載のある「苦麻之村」（くまのむら）は、江戸時代に営まれた相馬中村藩南端の宿場町である熊川宿周辺に比定されるという説がある。熊川宿は近代には熊町村の中心地であった「熊の町」、そして現在の町区に繋がり、脈々と人びとの暮らしが営まれていた。近世以降は稲作が盛んで、鮭や鮎等の水産物も得られ、それらが人びとの生活を支える大きな要素となっていた。

○広く平坦な段丘面

町北部は低い丘陵地を水源とする夫沢川と小入野川が東に流れて太平洋にそそぐ。西部には熊川が形成した比較的広い平原「野上ガ原」が形成されるが、自然には水が得づらい地形である。そのためか、原始及び古代の遺跡は多くなく、中世後期まではその地形的制約から、人びとの利用が少ない土地であった。しかしながら、道具の発達や社会構造の変化が著しい近世後期から近代にかけて、新田開発や溜池整備が進んだ。さらに明治 36（1903）年に常磐線の大野駅が整備されると町場が形成され、昭和 29（1954）年、大野村と熊町村の合併以降は町役場が設置される等、名実ともに大熊町の中心地となっていました。

○高地

熊川上流域、阿武隈高地の中央部に位置する地域である。熊川が町南西部の山地を水源とし、流路は北に向かったのち東へ折れ、阿武隈高地からの小河川を合流させながら太平洋にそそぐ。山地に平坦面は少なく、山林地帯の多くが現在は国有林である。近代には豊富な材木や木炭等を大野駅に運ぶために、「大野林用手押軌道（通称「トロッコ道」）」が整備された。平地が少なく、原始の集落遺跡は疎らであり、古代にはその斜面を利用した製鉄、近代は陶器窯等の生産遺跡がみられる。本格的な人びとの定住は戦後になってからであり、野上中屋敷地区への開拓移住者が募られた。

[大熊町の地形的特徴]



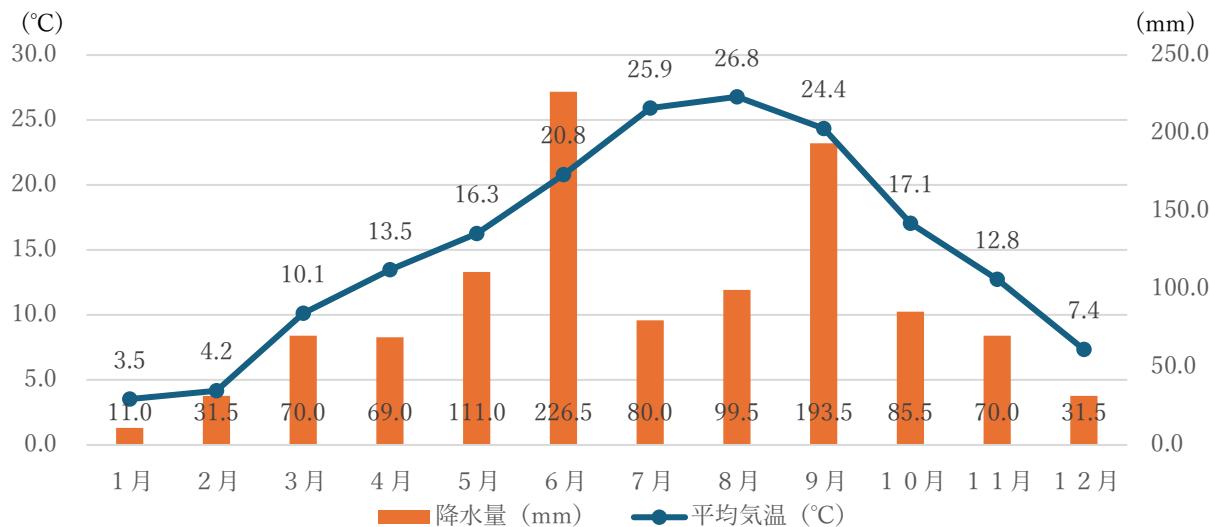
国土地理院基盤地図情報を基に作成

● I-4 気候

太平洋に面した気候のため、夏は海からの風が吹き、涼しく、冬は比較的温暖な気候である。年間降水量は、1,100mm 前後でほとんど積雪はなく、晴れの多い地域である。西風、北西風は激しく、霜害と水稻結実期の長雨が古くから地域農業の問題とされてきた。

月別平均気温は、最高が8月の26.8℃、最低が1月の3.5℃である。

[令和4年の月別平均気温と降水量]



参考：気象庁「過去の気象データ」、大熊町環境対策課「町内気象情報（新町）」

● I-5 植物・動物

震災前、震災発生後ともに、自然的特性に関する情報が体系的に整理できていない。震災発生前後の自然の変化をとらえるために調査・研究が必要な分野である。植生は、阿武隈高地が夏緑樹林のブナクラス域、太平洋沿岸がヤブツバキクラス域に属している。両者の大半は、人為的活動によって発生した代償植生となっている。沖積地には水田雑草群落・放棄水田雑草群落が広範囲に広がり、現在、コクラン・マルバベニシダ等を確認している。

動物は、町内全域の体系的な調査ではないものの、大熊町の中間貯蔵施設内でニホンウナギ等の魚類や、ニホンリスやアナグマなどの哺乳類、コゲラ、カワラヒワ等の鳥類などを確認している。そのほか代表的なものは、福島県内で熊川河口域のみに生息していたグンバイトンボが挙げられる。

[中間貯蔵施設区域及びその周辺の動・植物等調査結果]

類	目数	科数	種数	種名
魚類	5目	9科	31種	ニホンウナギ、コイ、ギンブナ等
貝類	3目	5科	8種	カワニナ、サカマキガイ、モノアラガイ等
水生昆虫	8目	60科	142種	ヒメトビイロカゲロウ、キイロカワカゲロウ、トウヨウモンカゲロウ等
陸生昆虫	16目	156科	491種	ケシゲンゴロウ、ミズスマシ、キイトンボ等
哺乳類	5目	9科	12種	ニホンリス、カヤネズミ、タヌキ、アナグマ、イノシシ等
鳥類	10目	26科	38種	コゲラ、カワラヒワ、キジ、オオヨシキリ等
(猛禽類)	春季・夏季		10種	ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、ノスリ
	冬季		8種	ミサゴ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ハイタカ、ハイイロチュウヒ、ツミ等
両生類 爬虫類	2目	5科	6種	ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンカナヘビ等

参考：環境省「中間貯蔵施設区域及びその周辺の動・植物等調査結果」2021～2024、福島県「レッドデータブックふくしま I 植物・昆虫類・鳥類」

2 社会的特性

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故で大熊町の環境は一変した。当初は大熊町全域に避難指示が発令され、全町避難を余儀なくされた。現在も帰還困難区域に設定されたままの地域も多く、震災前に人口 11,505 人であった大熊町に居住するのは令和7(2025)年8月現在 1,047 人に留まっている。また、除染等に伴う放射性物質を含む大量の土壤や廃棄物を安全に管理・保管する中間貯蔵施設が、町の面積の1割強に達しており、その期間は令和 27(2045)年までとなっている。ただし、除染廃棄物の最終的な受け入れ先はいまだ決まっていない。

以上のことと踏まえて、大熊町の社会的特性を理解するにあたり、「震災前の大熊町」と「震災発生後の大熊町」を並べて記載する。

〈震災発生後の経緯〉

平成 23(2011) 年	
3月11日	東北地方太平洋沖地震発生(14時46分)
	津波第一波到達(15時27分)、第二波到達(15時36分)
	福島第一原子力発電所1、2号機非常用炉心冷却装置注水不能(16時36分)
3月12日	内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の「半径10km 圏内*避難指示」を発令⇒全町民の避難開始 ※大熊町の居住地のほぼ全域
4月22日	町内全域が警戒区域に設定
6月4日	町民の一時帰宅を開始
平成24(2012)年	
12月10日	避難指示区域再編。町内は帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に分かれる
平成25(2013)年	
6月24日	避難指示解除準備区域・居住制限区域の本格除染の開始
平成27(2015)年	
2月26日	国からの正式要請に対して、中間貯蔵施設への受け入れを表明
平成31(2019)年	
4月10日	居住制限区域(大川原地区)・避難指示解除準備区域(中屋敷地区)の避難指示解除
令和 2(2020) 年	
3月5日	大野駅周辺の避難指示解除および野上・下野上地区の一部立入規制緩和
令和 4(2022) 年	
6月30日	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
令和5(2023)年	
9月~	特定帰還居住区域の設定を順次開始
令和 27(2045) 年	
	中間貯蔵施設用地への除去土壤等の保管期限

〈大熊町の地区と区域設定の変遷〉

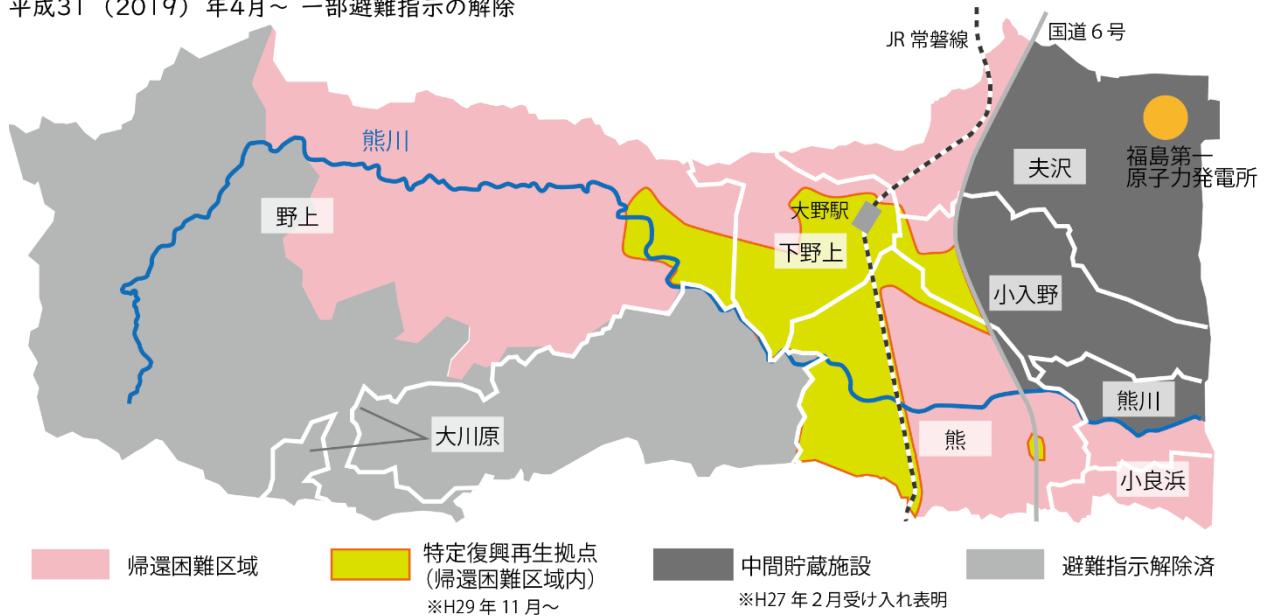
平成23（2011）年4月～ 警戒区域の設定



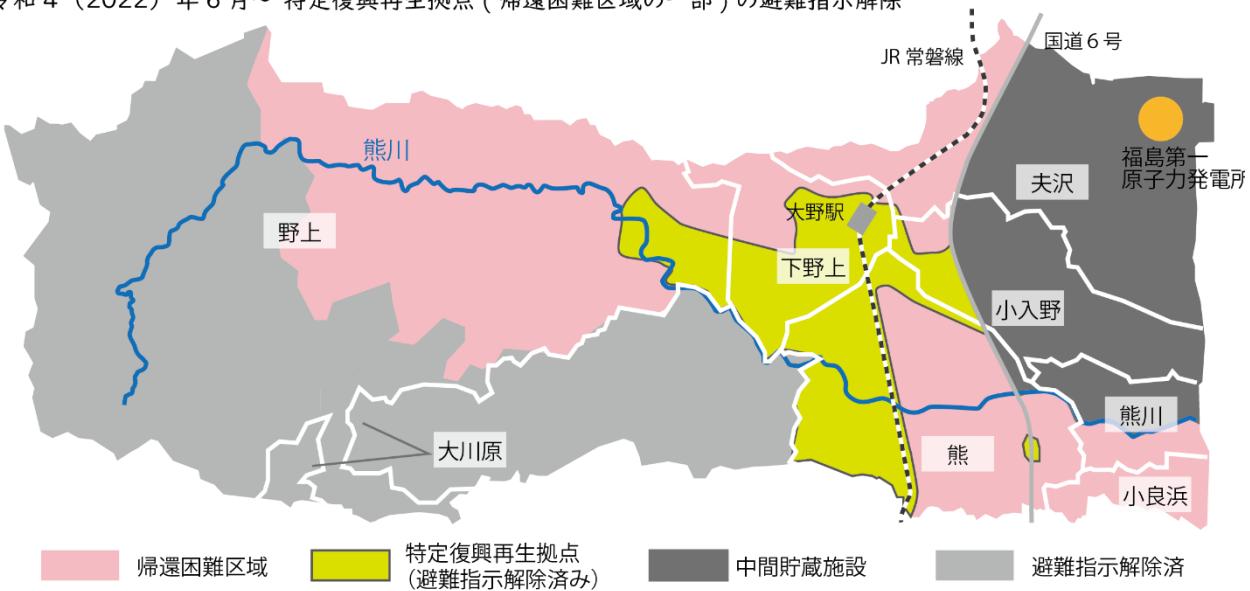
平成24（2012）年12月～ 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の設定



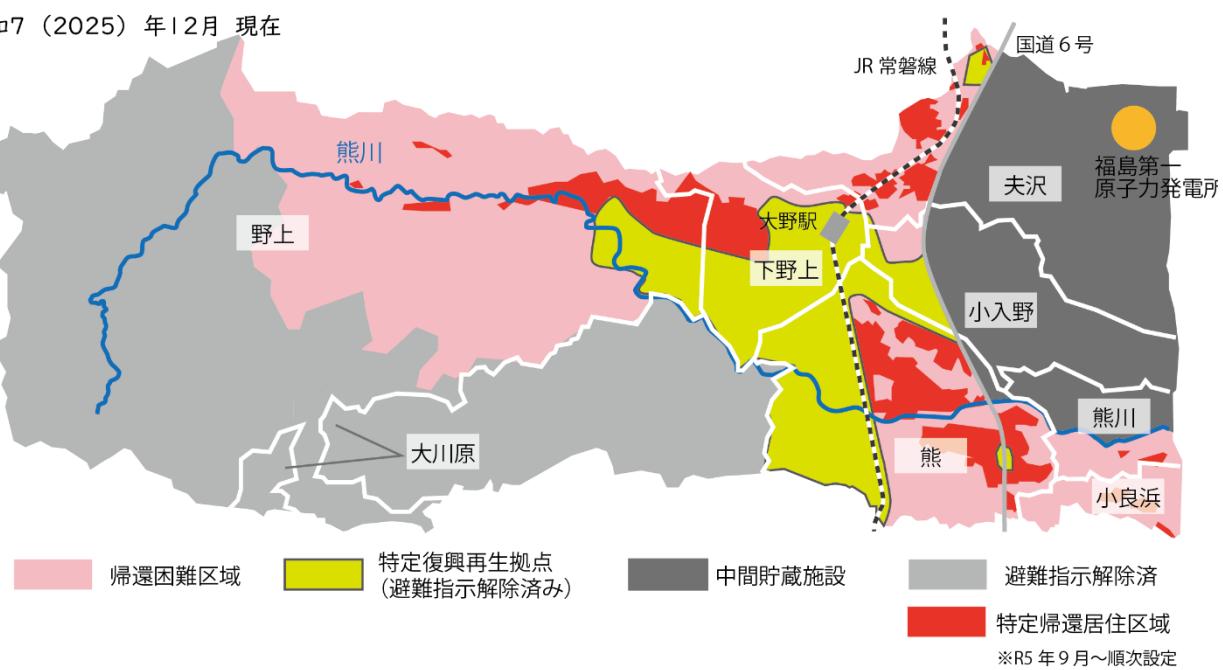
平成31（2019）年4月～ 一部避難指示の解除



令和4（2022）年6月～ 特定復興再生拠点（帰還困難区域の一部）の避難指示解除



令和7（2025）年12月 現在



● 2-1 現住人口動態

【震災前】

大熊町の現住人口^(注2)は、戦後8千人代後半であったものが昭和40年代には7千人台まで減少していた。しかしながら、原子力発電所誘致を契機として、人口増加が続き、昭和末期(1980年代中頃)に1万人を超えた。その後は、平成22(2010)年で11,513人に達していた。また年代別割合においては、全国的な少子高齢化傾向と同様に、平成8(2000)年頃を境に年少人口を老人人口が上回った。

【震災発生後】

平成23(2011)年の震災発生後の全町避難指示のため、現住人口は一時的に0人となる。その後、令和2(2020)年の現住人口は842人となり、令和7(2025)年8月現在の町内居住者数^(注3)は1,502人である。震災発生後である令和2(2020)年の年齢別人口は人口のうち9割が生産年齢人口であり、廃炉従事者等の移住の影響によるものと考えられる。

また、将来人口推計は、段階的な避難指示の解除及び、再生賃貸住宅の整備等に伴い、避難先からの帰還人口と移住人口による増加が見込まれており、令和12(2030)年には3,075人に達すると算定している。

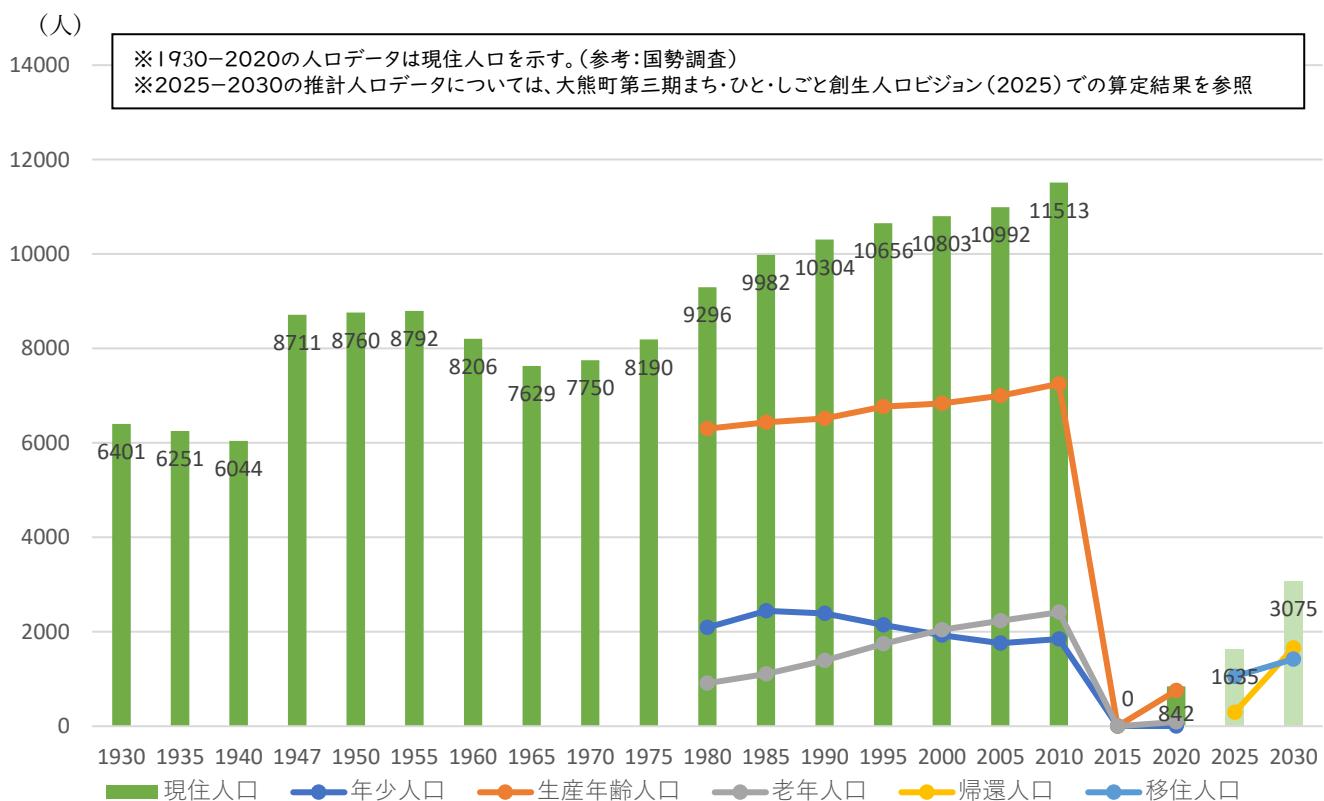
(注2) 現住人口

調査時点で大熊町に常駐している人口。下記グラフの参考先である国勢調査では、3ヶ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者を常駐している人口と定義し調査を行っている。

(注3) 町内居住者数

町に住民登録がない居住者を含めた人数。大熊町による独自調査より参照。

【現住人口動態】

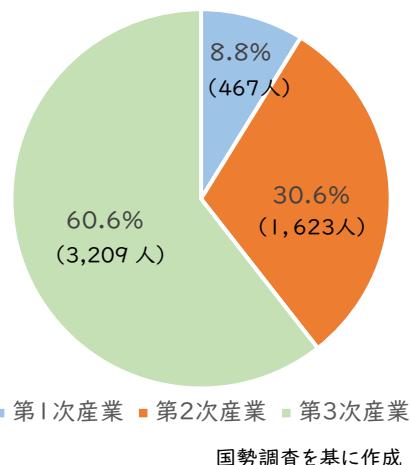


● 2-2 産業・観光

【震災前】

戦後、就業人口が増加し、平成17(2005)年時点では5,319人に達し、そのうち産業別には第一次産業が467人(8.8%)、第二次産業が1,623人(30.6%)、第三次産業が3,209人(60.6%)であった。第一次、特に基幹産業とされてきた農業は農家数・農業産出額の減少から後継者問題等が大きな課題となっていた。また、第二次産業においては、昭和46(1971)年に操業を開始した東京電力福島第一原子力発電所及び関連企業・協力企業の従事者数が平成21(2009)年時点で1,084人と過半を占めており、このような依存状況から脱するために新規企業誘致等の取組を行っていた。

[平成17年(2005年)の産業分類割]



○農業

永らく大熊町は、基幹産業として農業を振興してきたが、農家数・農業産出額は減少傾向が続いていた。特に移民や入植、戦後の農地改革により基幹作物となった米は生産調整拡大と米価の下落により厳しい状況であった。また、古くは明治時代にその起源をもち、戦後からの果樹農家や、組合の熱心な取組により大熊町の特産となった梨においても、市場価格の低迷等から営農意欲の低下による農業離れや、兼業傾向が強くなっていた。

○林業

林野は町内に5,030haあり、総面積の6割を超える。そのうち、国有林は2,323ha(46.2%)、民有林は2,707ha(53.8%)である。さらに民有林のうち、針葉樹が76%、広葉樹が24%となっている。大熊町の林業は、明治37(1904)年に常磐線の大野駅が開業すると遠隔地への木材出荷が可能となり、太平洋戦争開始直前には木炭の増収等のため、昭和15(1940)年に農林省山林局が野上地区に小塚製炭試験地を整備する等、大熊町の豊富な森林資源は周知の事実であった。しかしながら、昭和40年代から平成にかけて長期にわたり木材産業が低迷したことに加え、就業者の高齢化や後継者不足により町内の林業は苦境に陥っていた。

○水産業

太平洋沿岸では、明治・大正・昭和初期まではカツオの一本釣り、地引網等によるイワシ漁業が盛んであったが、漁船が大型化すると、漁港を持たない大熊町ではつくり育てる内水面漁業が発達した。中でも熊川の鮭漁は江戸時代から記録があり、明治・大正・昭和と脈々と続けられ、平成3(1991)年には「熊川鮭漁業協同組合ふ化場」がつくられ、ふ化・放流事業として最大650万尾の放流により3万尾の遡上があり、大熊町の産業の一翼を担った。他方で、原子力発電所の温排水を利用した栽培漁業施設として、昭和57(1982)年に福島県が栽培漁業センター・水産種苗研究所を、平成8(1996)年に株式会社大熊町水産振興公社がヒラメ養殖施設をそれぞれ竣工し、アワビ・ウニ・ヒラメの種苗を生産していた。特にヒラメは町の特産品としての確立が期待されていた。

○工業

大熊町は原子力発電所に依存した状況から脱却するため、企業誘致を積極的に行ってい。昭和56(1980)年に大熊東工業団地を整備し、さらに大熊西工業団地造成の計画を進めており、工業の製造品出荷額等は年々増加していた。

○商業・観光業

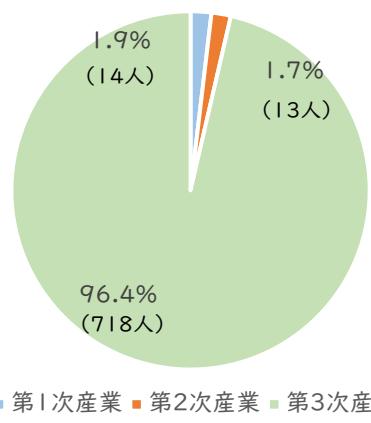
商業は駅前商店街の整備・活性化が主な取組であり、平成18(2006)年時点で観光業は原子力発電所が約2万2千人、熊川海水浴場が約1万1千人、他には日陰山・玉の湯温泉等が集客していた。また、特産品として梨・キウイフルーツ、ヒラメ等の確立を目指していた。

【震災発生後】

先行して避難指示が解除された大川原地区に役場本庁舎を整備し、業務を開始したのは震災発生時から8年が経過した令和元(2019)年5月のことであった。避難指示の解除区域が拡大するにつれて復興も加速し、令和3(2021)年4月に大川原商業施設が開設、令和4(2022)年7月には新産業の創出及びソーシャルビジネス関連の企業・起業家を支援する大熊インキュベーションセンターが開所した。また、震災以前から計画があつた大川原地区の西工業団地、さらに下野上地区の中央産業拠点がいずれも令和6(2024)年に供用を開始し、続く令和7(2025)年3月には産業交流施設・商業施設が大野駅西口で供用を開始し、企業誘致が本格的に再開している。

震災発生後の大熊町は、平成28(2016)年1月に大熊町ふるさと再興メガソーラー発電所、平成29(2017)年10月に大熊エネルギー・メガソーラー発電所を稼働し、「原子力災害を経験した町だからこそ、原子力発電や化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組む」という強い思いから、令和2(2020)年2月にゼロカーボン宣言を行った。令和3(2021)年には「2040年までのゼロカーボン達成」という「大熊町ゼロカーボンビジョン」を策定し、大熊るるん電力の立ち上げにより電力を地産地消とするシステムの構築を目指している。

[令和2年(2020年)の産業分類割



■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業
国勢調査を基に作成

● 2-3 交通

【震災前】

大熊町の主要道路は、南北方向に東京都と宮城県をつなぐ国道6号、県道35号いわき浪江線（通称：山麓線）、県道391号広野小高線が縦断し、東西方向には郡山市と双葉町をつなぐ国道288号、町内の大野駅を起点とした県道166号大野停車場大川原線、県道252号夫沢大野停車場線、臨海部と山間をつなぐ県道251号小良ヶ浜野上線が横断している。

また、鉄道は明治31（1898）年に岩沼まで全通した常磐線に、明治37（1904）年大野駅が設置され、その後も戦中・戦後通して北は仙台圏域、南はいわき圏域・関東圏域につなぐ重要な手段であった。

【震災発生後】

平成23（2011）年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、JR常磐線は即日全線不通となり、同年4月には東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区間が警戒区域となったことで、許可車両以外の立入りが禁止され、町内にいたる交通網は全て通行止めとなった。

国道6号は平成26（2014）年に一般車両の通行のみが可能となった。その後令和4（2022）年には自転車及び歩行者の通行も可能となった。また、平成27（2015）年には埼玉県と宮城県を結ぶ常磐自動車道の最後の区間となった常磐富岡IC-浪江IC間が開通した。

平成31（2019）年4月に大川原・中屋敷地区の避難指示が解除され、国道288号線の通行止めが全面解除、同時に大熊ICが設置されたことで、町内へ8年振りに自由な立入りが可能となった。さらに令和2（2020）年には常磐線で最後まで不通であった富岡駅-浪江駅間が開通し、町内の大野駅が営業を再開した。加えて、現在町内では無料の生活循環バスが大野駅と富岡駅からそれぞれ大川原公営住宅を結ぶルートで運営されている。

[大熊町の交通網]



QGIS Open Street Map を基に作成

● 2-4 震災前に存在した大熊町資料に関連する施設

(1) 大熊町文化センター(解体)

大野駅南に、平成4(1992)年に開館した。

約500人を収容可能なホールを中心にスタジオやリハーサル室等を備え、音楽イベントや国際交流事業等が盛んに行われ、生涯学習の拠点として親しまれていた。震災後、景勝地「馬の背岬」が描かれた綾帳は3Dデータを記録して残している。建物は令和7(2025)年に解体した。

(2) 大熊町図書館・民俗伝承館(解体)

大野駅東口付近に、平成8(1996)年に開館した。

図書館は外観のドームの形状等が印象的で、多くの町民に利用され、併設している民俗伝承館内に古民家「吉田家住宅」の移築建築、道平遺跡の縄文土器等を展示していた。

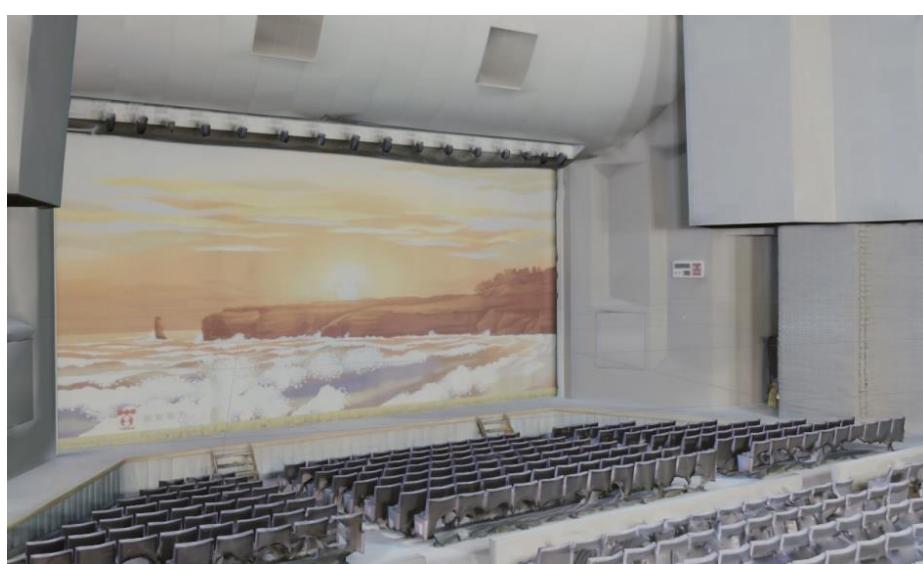
震災発生後、収蔵していた資料は福島県文化財センター白河館「まほろん」(以下「まほろん」)等に搬出し、現在まで一時保管されている。建物は令和5(2023)年に解体した。



▲大熊町文化センター



▲大熊町図書館・民俗伝承館



▲大熊町文化センター 3Dデータ

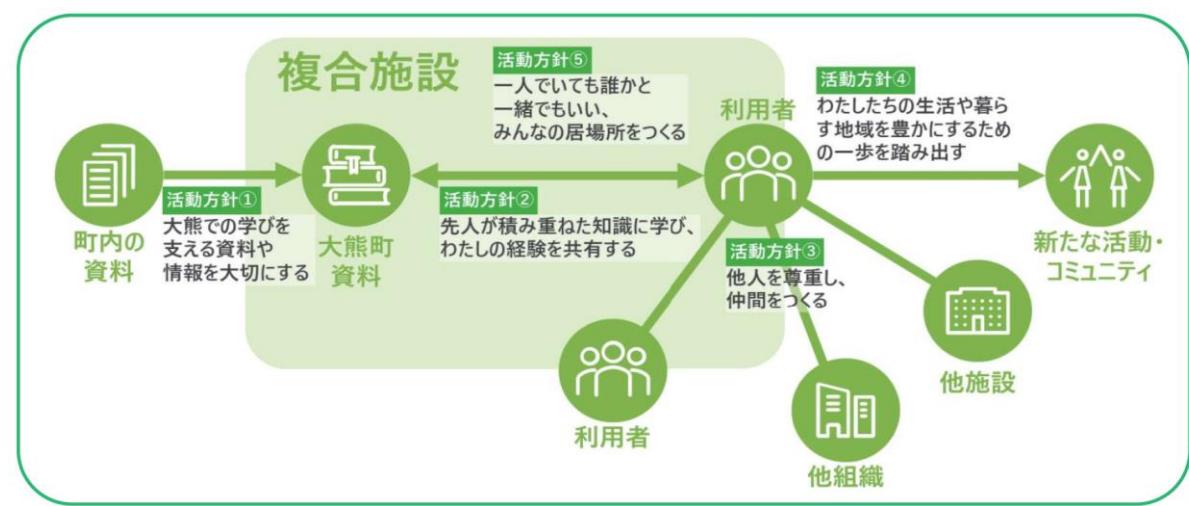
● 2-5 整備予定の社会教育複合施設について

(1) 社会教育複合施設の概要

震災前に町内にあった公民館と図書館、博物館の3機能を融合した施設について現在整備計画を進めている。令和10(2028)年度の開館を目指し、令和6(2024)年に施設の基本計画を策定した。施設完成後は、大熊町での大熊町資料の保存や展示の場となるだけでなく、大熊町資料に関わる取組の中心的施設となる。

社会教育複合施設の5つの活動方針

- ①大熊での学びを支える資料や情報を大切にする
- ②先人が積み重ねた知識に学び、わたしたちの経験を共有する
- ③他人を尊重し、仲間をつくる
- ④わたしたちの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す
- ⑤一人でいても誰かと一緒にいい、みんなの居場所をつくる



3機能の融合のイメージ

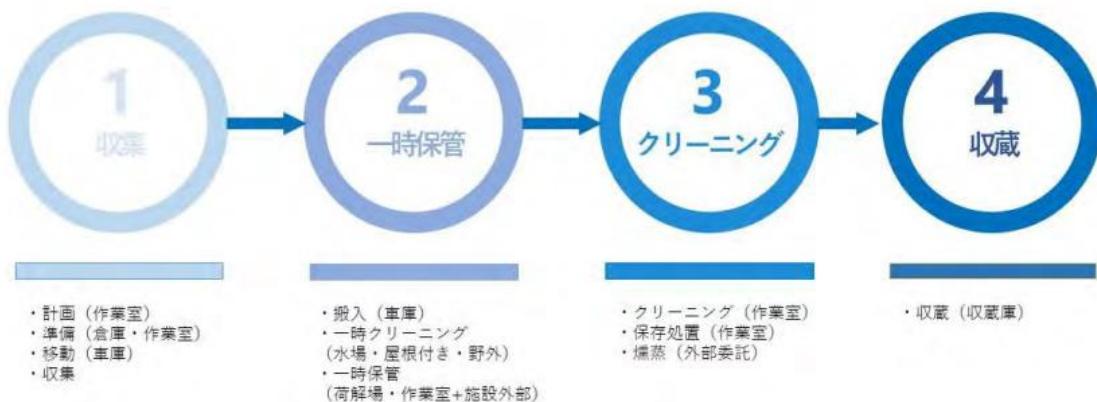
3機能の「融合」により、本から文化財まで資料に多様性と厚みが増します。講座やイベント等事業にも多様性が生まれます。公民館・図書館・博物館の活動と、特定の使い方がきめられていない余白の空間が隣り合うことで、予期せぬ人や資料、活動にめぐりあうことも期待できます。3つの社会教育機能を活かし、大熊を学び、つなぐための事業や活動の充実が「融合」の主な狙いです。



(2) 社会教育複合施設内の博物館機能について

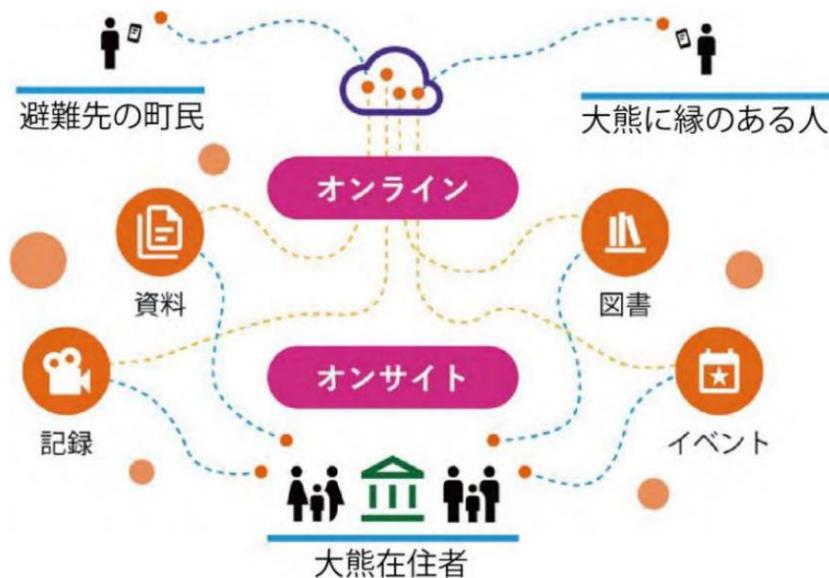
資料取扱方針

資料の収集・一時保管・クリーニング・収蔵が可能な施設設備を社会教育複合施設に整備する。資料収集は、震災発生後から現在まで継続している「文化財レスキュー事業」を念頭とし、以下の業務手順で実施する。



資料情報計画

本施設では図書館や博物館の業務、公民館等の地域のコミュニティ活動の支援業務を通じて、地域に関するあらゆる情報を記録し未来に残していくという重要なミッションがある。その記録は、震災前の地域の様子、震災の影響を残す資料、そして、現在進行形である復興に向けた歩み等である。扱う資料は、文書、写真、映像等多岐にわたる。これらは町民だけでなく、社会全体にとって貴重な記録となり得る。記録、整理、保存、そして公開には最新技術を積極的に活用する方針とする。目録のデータベース化、高精細映像の記録、3Dスキャン等も含み、こうした業務は専門職員が中心となり行うが、特に資料の収集や活動の記録等はボランティアや市民活動等と協力して行うことを検討する。



引用:大熊町「大熊町社会教育複合施設基本計画」、2024

3 歴史的背景

● 3-1 原始

○旧石器・縄文・弥生・古墳時代

原始の時代は文字資料が残っていないため、発掘調査等による考古学資料が唯一の手がかりとなる。そのいくつかの成果からわずかではあるが、どのように人びとの生活が変遷したのかがわかる。

野上地区諏訪の南金谷遺跡から出土したとされる有舌尖頭器3点は、およそ14,000年前（縄文時代草創期）のものと考えられ、大熊町における最も古い人類の痕跡である。以降、縄文時代は、大熊町で最も大きな河川である熊川に沿って多くの遺跡を確認している。特に熊川中流域の標高40~70mのなだらかな丘陵は、遺跡が多く、生活のための水や魚等の食料の確保がしやすい場所に集落をつくったようである。

また、大川原地区の上平A遺跡の発掘調査では、6,000年以前（縄文前期前半）とみられる大小の竪穴建物跡31所や、地下に大きく掘られた穴の跡や、丸く平らな石器（石の皿）が発見された。これらは堅果類等（ドングリ等）の食料を保存する貯蔵穴とすりつぶす等の調理を行った道具だと考えられる。

弥生時代は大陸から稻作文化が広まったため、温暖な地域で多くの遺跡がみつかるが、冷涼な東北地方では比較的少ない。大熊町でもわずかに弥生時代の土器や石器がみつかっているが、弥生時代の人びとの生活はよくわかっていない。ただし、石器の中には稻の穂刈につかわれた石包丁が出土しており、水稻農耕が伝わっていた可能性はある。

古墳時代は生活の舞台が変わり、熊川及び夫沢川下流の小さな平野部に集落遺跡が分布する。熊川地区的女迫遺跡は4世紀の古墳時代前期とみられる竪穴建物跡が発見された集落遺跡である。また、集落遺跡を見下ろす一段高い丘に円墳や方墳とみられる古墳がいくつか確認されている。唯一本格的な発掘調査を行っている棚和子古墳から、県内でも最大規模の須恵器大甕が口の字形の溝跡の4隅からみつかっている。これらの遺物は、出土状況から造営時に置かれた場所からほとんど位置が変わっていないとみられ、当時の人びとの葬送の風習が垣間見える。さらに崖状の斜面にある横穴から、鉄製の馬具や直刀がみつかっている。これらはこの横穴に埋葬されたその土地の有力者への副葬品とみられ、当時の大熊町において争いを伴う明瞭な階級社会が生まれていたことを示している。



▲道平遺跡出土土偶



▲伝北台遺跡出土石包丁

● 3-2 古代・中世

○飛鳥～平安時代

飛鳥時代、奈良時代の大熊町域は当時の行政区分の変遷において、常に境界地域に位置づけられてきた。

奈良時代に編纂された『常陸国風土記』には、国造制の時期、多珂国造のクニの道後（北端）として「苦麻之村」が記載されており、これが現在の大熊町熊地区周辺にあたると考えられている。このクニが評に転換して設置された多珂評は白雉4（653）年に多珂、石城の二評に分けられると、「苦麻之村」は石城評の北端になった。



▲『常陸国風土記』

「続日本紀」養老2（718）年条に「標葉」郡が記載されており、現大熊町域の大部分は標葉郡の南端に位置した。また、標葉郡の北に位置する行方郡では大規模な製鉄遺跡が著名であるが、大熊町域でも製鉄遺跡が確認され、行方郡とともに製鉄の拠点であった。上平A遺跡の2次調査で、8～9世紀の小型製鉄炉を確認している。

平安時代後期の大熊町域は現福島県いわき市周辺を支配していた海道平氏の影響下にあったと思われるが、資料が乏しく、不明な点が多い。

○鎌倉～安土桃山時代

鎌倉時代、大熊町は標葉氏の領有下にあった。標葉氏はおおよそ標葉郡一郡を支配した海道平氏の一族と考えられている。標葉氏は浪江町請戸地区に拠点を構え、大熊町域は分家等が支配した。

鎌倉幕府が亡び、建武の新政を経て南北朝が対立する動乱期、標葉氏は南朝方と北朝方に分かれ、嫡流と庶流が対立した。15世紀にはいると、標葉氏の庶流である熊氏や熊川氏といった名前が史料上に確認される。町内に残る「熊館」や「熊川館」と呼ばれる館跡は、このような標葉氏一族によって拠点とされていた可能性がある。

室町時代後期、標葉郡北の行方郡を支配する相馬氏の勢力が南下すると、標葉氏と相馬氏が対立した。15世紀後半、相馬氏は標葉氏の拠点の1つである権現堂城を攻め落とし、標葉氏を滅ぼした。標葉郡は相馬氏の支配下に組み込まれ、その有力家臣が標葉郡北半に配置されたが、現大熊町を含む標葉郡南半はその後も熊氏や熊川氏によって支配されたと思われる。

その後、戦国期に相馬氏は一時的に檜葉郡木戸まで領有したものの、岩城氏が北進し、結果として現大熊町域までが相馬氏領として、豊臣政権期を迎えることとなる。豊臣政権期に作成された相馬氏領内の検地帳には、熊や熊川の他に「夫沢」、「野上」の地名が確認でき、町域の開発が進展した。

● 3-3 近世

○江戸時代

江戸時代、大熊町域は相馬中村藩領となる。17世紀に、藩境である標葉郡の南端に位置する熊村や大川原村等に中村城下に住む藩士の分家が移り住んで、藩の役職を担った。相馬中村藩において南端の宿場町である熊川宿が整備され、交通の拠点となった。熊川宿で人や荷物の出入りを管理する検断職を務めていた武士であった中野氏に関する古文書が多く残されており、貴重である。

元禄年間(1688-1704年)に標葉論山と呼ばれる相馬中村藩と三春藩との境界争いが発生した。この時、大熊町域では三春藩と隣接する野上村や大川原村等の代表者が相馬中村藩側の担当となり、幕府の検使への説明や、評定所での説明等に奔走した。この境界争いは相馬中村藩が勝訴した。この争いに関わった大川原の石田氏はその功績により、30石が加増され本知とともに計41石となり、御城下並(府下給人並)の石高となった。

江戸時代後期に天明の飢饉が発生し、大熊町域でも人口が減少した。また、藩の財政がひっ迫するなかで、領民も苦しい生活を送っていた。ここでとられた対応策が、北陸方面からの浄土真宗門徒の移住政策である。浄土真宗では間引きの考えがなく、人口増による土地不足が発生していた。相馬中村藩は飢饉による人口減少対策として、土地不足に悩む浄土真宗系門徒を移民として受け入れたのである。その結果、移住者は文化10(1813)年から弘化2(1845)年の間で1,800戸に及んだという。大熊町域でも下野上地区、小入野地区、夫沢地区等への移住が見られる。長者原地区には「長者原じんがら念佛太鼓踊り」と呼ばれる浄土系の民俗芸能も伝わっている。また、野上地区では大堀地区(福島県浪江町)で生産された大堀相馬焼の系譜を持つ窯元が広がり、窯跡が点在している。

戊辰戦争で相馬中村藩は奥羽越列藩同盟に加わったが、慶応4(1868)年8月4日には降伏した。この時同盟側の拠点であった熊川宿で中村・仙台両藩兵が新政府軍と戦ったが敗退、同年7月28日には仙台藩兵によって放火され、建物の多くが焼失したといわれている。



▲知行切継目録(天和3年)



▲熊川宿の面影を残す町区

● 3-4 近代

○明治時代～昭和初期

大熊町域は明治4(1871)年の廢藩置県により中村県、次いで磐前県、そして、明治9(1876)年に若松県・福島県と合併して、新制福島県の一部となった。大熊町域の各村は明治13(1880)年に佐山村が熊村と合併して熊村となり、明治22(1889)年に大川原村・野上村・下野上村が合併して大野村に、熊村・熊川村・夫沢村・小良浜村・小入野村が合併して熊町村になった。また、明治29(1896)年に標葉郡と檜葉郡が合併して、双葉郡が成立した。明治37(1904)年



▲大野駅(昭和6年)

11月22日、大野村大字下野上に日本鉄道磐城線（現在のJR常磐線）大野駅が設置されると、大熊町域から産出される木材等の輸送拠点として発展、また、駅を中心として町場が形成され、駅前商店街として発展した。産業は、鮭漁等の漁業や材木・製炭等の林業に加え、近代には梨を中心とした果樹、馬産、たばこが挙げられる。また、昭和15（1940）年には熊町村大字夫沢の長者原に陸軍磐城飛行場が設置された。

● 3-5 現代

○昭和初期～震災前

昭和28（1953）年から昭和36（1961）年まで全国で進められた「昭和の大合併」により、大野村と熊町村が合併し、昭和29（1954）年11月1日に大熊町の町制を開始した。

合併後は開田・開畠のため、昭和33（1958）年「野上原土地改良区」、昭和34（1959）年「中屋敷土地改良区」等が認定・開墾されて、稻作等の農業を主として町を形成した。その他特筆すべき作物種は多くないが、戦前からの梨栽培は土壤・気候が果樹農園に適していたことに加えて果樹農家の多大な尽力により、40年代までに町の基幹作物として確立していた。

このような状況の中で、戦後の高度経済成長期にもその一翼を担うような第二次産業が大熊町に育つ見込みはなく、町民の中には農閑期の生業やより良い生活を求めて出稼ぎ等も珍しくなかった。

このような膠着した情勢の中で、大熊町の画期が原子力発電所の誘致であったことは疑いようのない事実である。その始まりは、昭和30年代に町北東部の磐城飛行場跡地が現在の西武グループの創業者として著名な堤康次郎・義明等に払い下げられたことであった。当初の塩田事業はわずか数年で頓挫した。しかし、その後もなく当時の東京電力株式会社による原子力発電所用地の話題が起り、すぐに昭和39（1964）年に東京電力調査事務所が設置された。

これらの経緯は町だけに留まらない国や県レベルの政治的な調整の上で行われたことであり、当時の志賀秀正町長が「吾々の住むこの大熊町が、偉大なる発電源を持ち数多くの国内の人びとのために物心両面の光明を与え、…（後略）（「大熊町公民館報」第62号、昭和45（1970）年2月）」と話すように原子力発電所がもたらす公共性が強調されていた。一方で当時の町民らは経済的な豊かさをもたらすことへの期待と健康等への懸念を両面抱えていたようである（「大熊町公民館報」第42号、昭和41（1966）年2月。町幹部と婦人会の質疑応答より）。

この原子力発電所の誘致事業は滞りなく進捗し、まず1号機が昭和41（1966）年に米国のゼネラル・エレクトリック社（以下、「GE社」という）に一括発注で建造され、東京電力福島第一原子力発電所として昭和46（1971）年3月26日に運転を開始した。次いで、2号機はGE社、鹿島建設株式会社、東京芝浦電気株式会社（当時、現株式会社東芝）等への分割発注で建造され、昭和49（1974）年に運転を開始した。その後、3号機が昭和51（1976）年、4・5号機が昭和53（1978）年に、6号機が昭和54（1979）年



▲梨畠



▲福島第一原子力発電所

にそれぞれ操業を開始した。この1~4号機が大熊町に、5・6号機が双葉町に所在する。

同原子力発電所操業に伴い、東京電力株式会社とその関連企業が町に集まり、外部から多くの人口が流入した。加えて、これまで都市部へ出稼ぎしていた町民が町内の仕事に従事できることにより、1970年代前半に7千人台であった人口は昭和60(1985)年頃には1万人を超え、震災前まで継続して増え続けた。さらに、財政的には民間企業により税収増加があったことに加えて、いわゆる電源三法交付金制度が活用できたことで、町内ではインフラや公共施設の整備が進んだ。

他方で第一次産業においても昭和55(1980)年頃から良い兆しが見え始めていた。

漁業は、熊川鮭漁業協同組合による鮭祭りの開催や原子力発電所の温排水を利用した福島県による栽培漁業センターと水産種苗研究所の設置、及び株式会社大熊町水産振興公社が整備した養殖施設によるアワビ・ウニ・ヒラメ種苗及びヒラメ成体養殖が行われた。農業では戦後断続的に実施された国の減反政策に応じて水田転作作物として実験的にキウイフルーツ栽培が始まった。震災前まではそれぞれ漁業・農業における町の新たな特産品として大いに期待されていた。

さらに文化面では各行政区や大字を単位とした催しが盛んに行われていた。例えば、大野駅前商店街で大野公園「聖徳太子祭り」が春に開催され、お盆には各地区で細かな差異のある歌詞や節をもった特有の盆踊りが行われ、地域で親しまれていた。また、町民体育祭では各地区対抗の競技が催され、多くの町民が参加していた。このように地域の連帯感は強く、各地区の清掃を町内クリーンアップ作戦として熱心に行う等、地域の環境維持も町民全体が多く関わっていた。

町民のレジャーの場は、貯水用等に整備された坂下ダムの周辺や三ツ森山などに遊歩道が整備され、隣接する日陰山と併せて親しまれていた。

○震災発生時

平成23年(2011)年3月11日14時46分に東北地方太平洋沖地震が発生。町に設置された震度計では最大6強の揺れを記録した。すぐに福島県沿岸に大津波警報が発令され、15時27分ごろ、津波の第一波が到達した。熊川地区の他、当初津波被害が想定されていなかった小入野地区、夫沢地区でも広く浸水し、犠牲者が出了。福島第一原子力発電所は交流電源の喪失により1、2号機で非常用炉心冷却装置への注水が不能となった。翌日12日5時44分、国は福島第一原子力発電所から10km圏内の避難指示を発令し、全町民の町外避難が開始された。県から避難先は田村市であると連絡を受け、田村市総合体育館に町災害対策本部を設置した。その後二次避難先として、会津若松市が候補に挙がり4月5日、大熊町役場会津若松出張所の開所式が行われた。



▲キウイフルーツ栽培



▲田村市内の避難所



▲大熊町役場会津若松出張所開所式
(平成23年4月5日)

○震災発生時～現在

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を契機に、大熊町の環境は一変した。4月22日、町全域が「警戒区域」となり、全町民11,505人が町外への避難生活の継続を余儀なくされることになった。いわき市への避難者が多い状況を考慮し、平成23(2011)年10月にいわき市好間地区にいわき連絡事務所を設置した。いわき市への避難者の増加に伴い連絡事務所は平成25(2013)年12月いわき出張所に格上げした。また、平成28(2016)年4月には二本松市に設置していた中通り連絡事務所を郡山市に移転、さらには本格的な帰町に向け町内に大川原連絡事務所を設置した。町民の避難先は、いわき市、会津若松市等、福島県内が7割であり、その他埼玉県、茨城県、東京都等、全国各地に避難している。

平成24(2012)年12月に「警戒区域」が再編され、町民の96%が居住していた範囲が「帰還困難区域」に設定された。そのため、町は「5年間は帰町しない」と判断した。大熊町の主要機能を含む町土の大部分が帰還困難区域に指定され、この区域については本格除染の計画がない等、復興に向けた多くの課題に対して明確な時間軸の設定ができない状況で、全町民の避難から5年以上が経過しても、具体的な復興への取組ができなかった。

平成25(2013)年度に策定した「大熊町まちづくりビジョン」で、本格除染が完了し比較的放射線量の低い大川原地区を町全体の復興を加速するための最初のフィールド「大川原地区復興拠点」として開発を行うこととした。また、平成27(2015)年3月に策定した「大熊町第二次復興計画」で、「町民の生活支援」と「町土復興」を2つの柱に掲げ、「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境づくり」を目指していくこととした。平成28(2016)年8月には、帰町への第一歩として、町内初の特例宿泊が居住制限区域の大川原地区と避難指示解除準備区域の中屋敷地区で行われた。平成29(2017)年11月には、「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国に認定され、帰還困難区域である下野上地区等の町中心部を対象とした復興の計画が動き出した。そして、大川原地区と中屋敷地区のインフラ等の生活環境や防犯・医療面での支援体制がある程度整ったことから、平成30(2018)年4月24日、当該地区において「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊(準備宿泊)」が始まり、町民の長期宿泊が可能になった。

平成31(2019)年4月10日、大川原地区(居住制限区域)と中屋敷地区(避難指示解除準備区域)の避難指示が解除され、原発事故から8年余りの時間を経て、ようやく古里の一部を取り戻した。令和元(2019)年5月には、大川原地区復興拠点に整備した町役場新庁舎での業務が始まり、町復興の足がかりとして各課題への取組を加速させている。令和元(2019)年6月には、大川原地区復興拠点で町営の災



▲特別宿泊の様子



▲町役場新庁舎開庁式



▲生活循環バス

害公営住宅へ入居が始まり、町内に人の営みがよみがえった。あわせて生活循環バスの運行や仮設店舗の開店等があった。

令和2(2020)年3月5日、JR 大野駅周辺と県立大野病院敷地等の避難指示が解除された。あわせて、下野上・野上地区の一部で立入規制が緩和され、通行証なしで立ち入りができるようになり、JR 常磐線が同年3月14日に全線再開し、大野駅も同日、利用再開されたことにより、新たな人の流れが町内に生まれた。

さらに令和5(2023)年には、認定こども園・義務教育学校と、預かり保育、学童保育を一体にした新教育施設「大熊町立 学び舎 ゆめの森」が町内の新校舎で本格開校し、12年ぶりに町内に子どもたちの声が戻った。また同年6月30日には、帰還困難区域のうち、かつての町中心部の下野上地区を含む特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。同区域内では「下野上地区復興拠点」として交流エリア、住宅エリア、産業エリアを設け、新しいにぎわいを生み出す拠点が整備された。また、大野駅西交流エリアで令和7(2024)年3月に産業交流施設、商業施設、広場等が供用を開始した。

このように復興が進捗する一方で、廃炉と中間貯蔵施設の問題は重くのしかかる。町内において安心した生活を過ごすためには、東京電力福島第一原子力発電所について、事故の完全な収束と安全で円滑な廃炉措置が確実に進められていくことが必要となるが、廃炉作業において度々トラブルが発生している状況にあり、原子炉内の溶けた燃料等が冷えて固まつたいわゆる燃料デブリの取り出しや、ALPS 処理水の海洋放出への対応等、廃炉に向けた課題は山積している。また、除染等に伴って、放射性物質を含む土壤や廃棄物が大量に発生し、最終処分するまでの間、安全に管理・保管する中間貯蔵施設が必要となる。大熊、双葉両町は平成25(2013)年12月にこの中間貯蔵施設設置受け入れを国から要請され、町は町議会や行政区長会と協議を重ね、平成27(2015)年2月に中間貯蔵施設への搬入受け入れを表明し、3月に除染廃棄物の搬入が開始された。そして、平成29(2017)年10月28日には土壤貯蔵施設で、除去土壤の貯蔵が始まった。令和27(2045)年までに福島県外へ最終処分される予定となっているが、その受け入れ先はいまだに決まっていない



▲学び舎 ゆめの森



▲中間貯蔵施設 (平成29(2017)年5月19日)



▲中間貯蔵施設 (令和5(2023)年12月2日)

第2章 大熊町の大熊町資料の概要と特徴

I 指定等文化財の概要と特徴

● I-1 法や条例に基づく「指定等文化財」の件数

大熊町の指定等文化財は、文化財保護法に基づく国指定が1件、国選択が1件、大熊町文化財保護条例に基づく町指定が5件、文化財保護法に基づく国登録が9件ある。文化財の保存技術の選定はない。(令和7(2025)年8月現在)

[指定等文化財件数] (令和7(2025)年8月現在)

種別		国指定	国選定	国選択	県指定	町指定	国登録	計
有形文化財	建造物	0	-	-	0	0	9	9
	美術工芸品	0	-	-	0	0	0	0
	彫刻	0	-	-	0	0	0	0
	工芸品	0	-	-	0	0	0	0
	書跡・典籍	0	-	-	0	0	0	0
	古文書	0	-	-	0	0	0	0
	考古資料	0	-	-	0	0	0	0
	歴史資料	0	-	-	0	0	0	0
無形文化財		0	-	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	-	0	1	0	1
	無形の民俗文化財	1	-	1	0	2	0	4
記念物	遺跡	0	-	-	0	2	0	2
	名勝地	0	-	-	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	0	-	-	0	0	0	0
文化的景観		-	0	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		-	0	-	0	-	-	0
合計		1	0	1	0	5	9	16

[指定等文化財の一覧]

No.	区分	種別	名称	所有者・管理者	指定年月日
国指定					
1	民俗文化財	無形の民俗文化財	相馬野馬追	相馬野馬追保存会	昭和53(1978)年5月22日
国選択					
2	民俗文化財	記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財(選択)	浜通りのお浜下り(秋葉神社)	特定せず	令和2(2020)年3月16日
町指定					
1	民俗文化財	無形の民俗文化財	熊川稚児鹿舞	個人	昭和47(1972)年4月1日
2	民俗文化財	無形の民俗文化財	長者原じゃんがら念佛太鼓踊り	個人	昭和48(1973)年4月1日
3	民俗文化財	有形の民俗文化財	はなどり地蔵	個人	昭和48(1973)年4月1日
4	記念物	遺跡	熊町一里塚	個人	昭和48(1973)年4月1日
5	記念物	遺跡	五郎四郎一里塚	個人	昭和48(1973)年4月1日
国登録					
1	有形文化財	建造物(登録)	石田家住宅主屋	個人	令和元(2019)年12月5日
2	有形文化財	建造物(登録)	石田家住宅土蔵	個人	令和元(2019)年12月5日
3	有形文化財	建造物(登録)	石田家住宅糀蔵	個人	令和元(2019)年12月5日
4	有形文化財	建造物(登録)	石田家住宅門	個人	令和元(2019)年12月5日
5	有形文化財	建造物(登録)	渡部家住宅主屋	個人	令和3(2021)年2月4日
6	有形文化財	建造物(登録)	渡部家住宅馬小屋	個人	令和3(2021)年2月4日
7	有形文化財	建造物(登録)	渡部家住宅土蔵	個人	令和3(2021)年2月4日
8	有形文化財	建造物(登録)	渡部家住宅糀蔵	個人	令和3(2021)年2月4日
9	有形文化財	建造物(登録)	渡部家住宅薬医門及び塀	個人	令和3(2021)年2月4日

● I-2 「指定等文化財」の特徴

ここでは、大熊町の指定等文化財について、種別ごとに説明する。

有形文化財

○建造物

国登録有形文化財は「石田家住宅主屋」ほか3件と、「渡部家住宅主屋」ほか4件がある。「石田家住宅」と「渡部家住宅」は大川原地区に所在し、近世末から明治初期までに創建した。相馬中村藩に仕えた給人としての系譜を持ち、その特性を持つ屋敷構えを残している。町内の多くの建物が解体される中、古き暮らしの特徴を残す代表的な建造物であると評価され、国登録有形文化財に登録された。



▲石田家住宅主屋ほか
(国登録有形文化財)



▲渡部家住宅主屋ほか
(国登録有形文化財)

民俗文化財

○有形の民俗文化財

町指定有形民俗文化財は「はなどり地蔵」の1件である。熊町地区の初発神社境内に地蔵堂が所在し、その堂内に安置されている。かつて田植えの際、牛等の動物に馬鍬等の道具を曳かせ、田を耕す行為を「はなどり」と呼ぶが、この地蔵が子どもとなって表れ、農家ののはなどりを手伝ったという民話に由来する名前である。寄木造で体躯に奥行きがあり、どっしりしている特徴等から江戸時代前半に制作されたと考えられる。



▲はなどり地蔵
(町指定有形民俗文化財)

○無形の民俗文化財

国指定重要無形民俗文化財は「相馬野馬追」の1件である。「相馬野馬追」は中村神社、太田神社、小高神社の合同例祭に合わせて執行される行事であり、かつての相馬中村藩領内の地域で開催される。大熊町からも騎馬隊が標葉郷として小高神社に供奉し、出陣する。

町指定無形民俗文化財は「熊川稚児鹿舞」と「長者原じんがら念佛太鼓踊り」の2件である。「熊川稚児鹿舞」は熊川地区の諏訪神社で毎年8月に行われてきた。子ども4人が獅子に、1人が野猿に扮し、計5人で舞う。「長者原じんがら念佛太鼓踊り」は夫沢長者原地区で行われてきた。先祖、死者供養の意味合いを持つ。いわき地方で盛んなじんがら念佛踊りであるが、双葉町山田地区のじんがら念佛踊りと並び、北限のじんがら念佛踊りとして知られている。



▲相馬野馬追
(国指定重要無形民俗文化財)



▲長者原じんがら念佛太鼓踊り
(町指定無形民俗文化財)



▲熊川稚児鹿舞
(町指定無形民俗文化財)

○記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財

記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財は「浜通りのお浜下り」の1件である。これは福島県沿岸部で見られる祭礼で、神が出御し、潮垢離といって浜に下って海水をとり、再び還御する。原発事故の影響により沿岸部の様相が大きく変容している状況から、保護、継承に向けた記録・調査の緊急性が高いと判断され令和2(2020)年に選択となった。

大熊町からは町区にある初発神社の境内社である秋葉神社の行事が対象となっており、地区住民等への聞き取り調査等が行われている。



▲秋葉神社のお浜下り
(記録作成等の措置を講ずべき
無形の民俗文化財)

記念物

○遺跡

町指定史跡は「熊町一里塚」1件と「五郎四郎一里塚」1件の計2件である。一里塚は慶長9(1604)年、江戸幕府が全国の各街道の1里ごとに設置するよう命じ、設置された。『相馬藩世紀』に、同年5月下旬に相馬中村藩内三郡にも一里塚を築いたと記載があり、町内の一里塚もこのころと推定される。特に「熊町一里塚」は対で塚が残っており、貴重である。



▲熊町の一里塚
(町指定記念物)

2 未指定文化財の概要と特徴

● 2-1 未指定文化財の件数

大熊町の未指定文化財は3517件※を把握している。

大熊町資料は、震災と復興の中すでに消失したものや、地域住民不在の状況の中で本来の役割を失ってしまったものが多い。令和6(2024)年度に実施した町民アンケートでは「大熊町らしさ」を表す大切なものとして、特殊な状況下にある大熊町資料が多く挙げられた。

このことを受けて、現在変化してしまった形や本来の役割の喪失に関わらず、その大熊町資料が示す物語や町民が大切にしていた想いと共に、保存し未来へ残していくために、既存の文化財類型では捉えづらい「史話・伝承・思い出」と「方言・地名」を独自の類型として設定した。

[未指定文化財件数] (令和7(2025)年8月現在)

種別		文化財件数	
建造物		0	
有形文化財	美術工芸品	絵画	0
		彫刻	4
		工芸品	0
		書跡・典籍	230
		古文書	29
		考古資料	128
		歴史資料	824
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財		411
	無形の民俗文化財		10
記念物	遺跡		146
	名勝地		0
	動物・植物・地質鉱物		6
文化的景観		0	
伝統的建造物群		0	
史話・伝承・思い出	地域にまつわる物語		106
	地域の信仰		40
	地域の自然		28
	地域の思い出		94
方言・地名	方言		1,189
	地名		272
合計		3517	

※大熊町では震災発生後の文化財レスキューを行った大熊町資料を含め、現時点では未整理の大熊町資料が多い。正確な点数が把握できていない資料については、「一式」として扱い、未指定文化財件数では1件としてカウントしている。

● 2-2 「未指定文化財」の特徴

ここでは、大熊町の未指定文化財について、種別ごとに説明する。

有形文化財

○美術工芸品

彫刻は町内唯一の寺である遍照寺に伝わる「妙見神像」を把握している。

書跡・典籍は町を代表する書家である柄沢華汀の書跡を把握している。

古文書は「中野家資料」等が確認されている。

考古資料はこれまで発掘調査が行われた「道平遺跡」や「山神窯跡」等から見つかった土器等の出土品を把握している。

歴史資料は「旧中村藩主相馬充胤・誠胤公仰徳碑」を把握している。



道平遺跡出土注口土器



妙見神像

民俗文化財

○有形の民俗文化財

町内で収集され民俗伝承館で保管されていた民具等がまほろんにて一時保管されている。また、大熊町による文化財レスキュー事業で収集・保管したものがある。その他には、「百万遍塔」や「馬頭観音」等、大熊町各所に残された石造物を確認している。



旧民俗伝承館収蔵資料



百万遍塔

○無形の民俗文化財

町内各地区で盂蘭盆会（お盆）の時期に行われていた盆踊り等がある。また、「野上の神楽」や「夫沢の神楽」等、各神社等で奉納されていた民俗芸能、年中行事として小正月、水木に餅や団子をつるし、大黒柱等に飾り、豊穣祈願する「いなぼつけ」等がある。



おおくま夏まつりの盆踊り



いなぼつけ

記念物

○遺跡

道平遺跡や落合B遺跡等の縄文時代の集落遺跡、古墳時代の棚和子古墳や長者原横穴墓、中世の熊氏居館の可能性のある佐山館跡、熊川宿に所在した相馬藩御殿屋敷跡や大堀相馬焼からの系譜をもつ山神窯跡、また近代では大川原地区で大堀相馬焼を生産していた西平窯跡などがある。他に埋蔵文化財包蔵地に未登録の遺跡では大野林用手押軌道跡や小塚製炭試験地跡などがある。



西平窯跡の発掘調査

○動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質植物は、「オオクマイルカ化石」等を確認している。

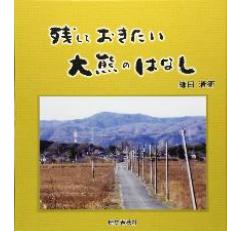


オオクマイルカ化石

史話・伝承・思い出

○地域にまつわる物語

地域にまつわる物語は、『残しておきたい大熊のはなし』『続残しておきたい大熊のはなし』『おおくまの民話』等の書籍に残された、大熊町での暮らしや言い伝えを把握している。



残しておきたい大熊のはなし

○地域の信仰

地域の信仰は、「諏訪神社」や「初発神社」等、大熊町各所に神社や寺院が把握されており、大熊町内各地域における信仰の在り方を伝える。



諏訪神社(野上)



初発神社(熊)

○地域の自然

地域の自然は、鮭漁等大熊町の生業と深く関わる「熊川」や、町のシンボルでもある「日陰山」等生活の中で大切にされてきた自然環境を始めとして、震災の影響で失われた自然環境や、今後復興の過程で消失の恐れがある樹木や景観も把握している。



熊川での稚魚の放流



日陰山

○地域の思い出

地域の思い出は、震災前の暮らしの想い出のある建造物や跡地として「熊町小学校」や「玉の湯」、大熊町の川に架かる「大川原橋」や「井戸神沢橋」、また、産業に関わる大熊町資料として「鮭の築場」や「梨の選果場」等を確認している。



熊町小学校



玉の湯

方言・地名

○方言

相馬中村藩の南端に位置していたため、独自の方言が多くみられる。10年以上の歳月をかけ、小林初夫監修のもと、おおくまふるさと塾が編著した『大熊町方言集』に記された方言を確認している。



大熊町方言集

○地名

地名には町内に残されている字名を抽出した。国土地調査による字名変更により、現在使用されなくなつた字名も対象としている。

3 大熊町資料の保存状況について

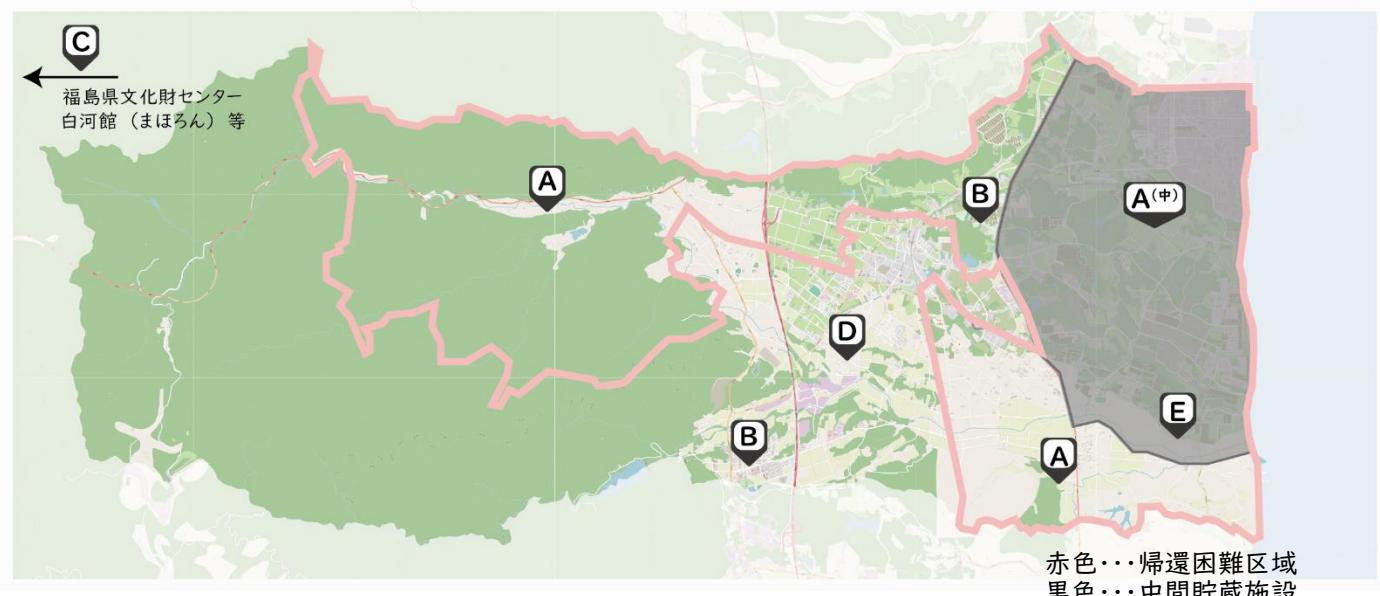
● 3-1 大熊町の大熊町資料の保存状況について

第1章「大熊町の概要」で述べたように、大熊町は現在、帰還困難区域及び中間貯蔵施設が存在しているため、多くの大熊町資料は震災前のように保存・管理することができない。それぞれの大熊町資料は、存在している場所の除染や復興の進捗、居住者の有無によって異なる保存状況に置かれている。

[大熊町資料の保存状況]

特殊な保存状況のパターン	保存の状況
A.帰還困難区域に取り残された大熊町資料	<ul style="list-style-type: none"> ・管理が困難であり、劣化の進行による消失するおそれがある。 ・特定帰還居住区域に設定されている場所では建物の解体除染により消失するおそれがある。
A(中).中間貯蔵施設内に取り残された大熊町資料	<ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設の用地取得等のため、環境省と連携を図り、移動や保管を進めなければ消失するおそれがある。
B.大熊町内で収集・保管している大熊町資料	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な保管場所の確保が難しく、帰還困難区域内の施設（総合体育館）で保管している大熊町資料も存在する。
C.大熊町外で保存している大熊町資料	<ul style="list-style-type: none"> ・旧民俗伝承館に収蔵していた大熊町資料は、震災発生後に空調電源を喪失して保管環境が悪化した。このため、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会による文化財レスキューが平成24（2012）年度から実施され、町外に移送された。現在、これらの大熊町資料は、まほろんに一時保管されている。
D.避難指示が解除済みの区域に存在していた/している大熊町資料	<ul style="list-style-type: none"> ・復興の過程で消失した大熊町資料がある。 ・町民が大切にしていた大熊町資料について復興事業関係者と連携を図り、保管を進めなければ消失するおそれがある。
E.全町避難により継承が著しく困難となっている無形の民俗文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・奉納を行う神社が帰還困難区域内に立地している等、本来の姿で保存できていない。

[各保存状況の大熊町資料が保存されている位置のイメージ]



【具体的な大熊町資料の一例】

A. 帰還困難区域に取り残されている大熊町資料

立入制限があり十分な管理ができず、劣化による消失の危機がある大熊町資料 等



▲熊町の種まき桜



▲馬の背岬

A^(中). 中間貯蔵施設内に取り残された大熊町資料

立入制限があり十分な管理ができず、劣化による消失の危機がある大熊町資料 等



▲熊町小学校



▲海渡神社

B. 大熊町内で収集・保管している大熊町資料

一部避難指示解除後にレスキューし、保管環境に課題のある大熊町資料 等



▲総合体育館に保管されている
文化財レスキュー資料



▲中間貯蔵施設の整備にあたって、
レスキューした石造物群

C. 大熊町外で保存している大熊町資料

全町避難時に町外へレスキューし、直接的に管理・調査することが難しい大熊町資料 等



▲まほろんに保管されている、旧民俗伝承館収蔵資料

D. 避難指示が解除済みの区域に存在していた/している大熊町資料

震災及び原発事故による被害や、復興の過程で消失もしくは消失の危機がある大熊町資料 等



▲梨畠の景観

E. 全町避難により継承が著しく困難となっている無形の民俗文化財

町民による継承が困難で消失もしくは消失の危機がある大熊町資料 等



▲おおくま夏祭りの盆踊り(令和4(2022)年)



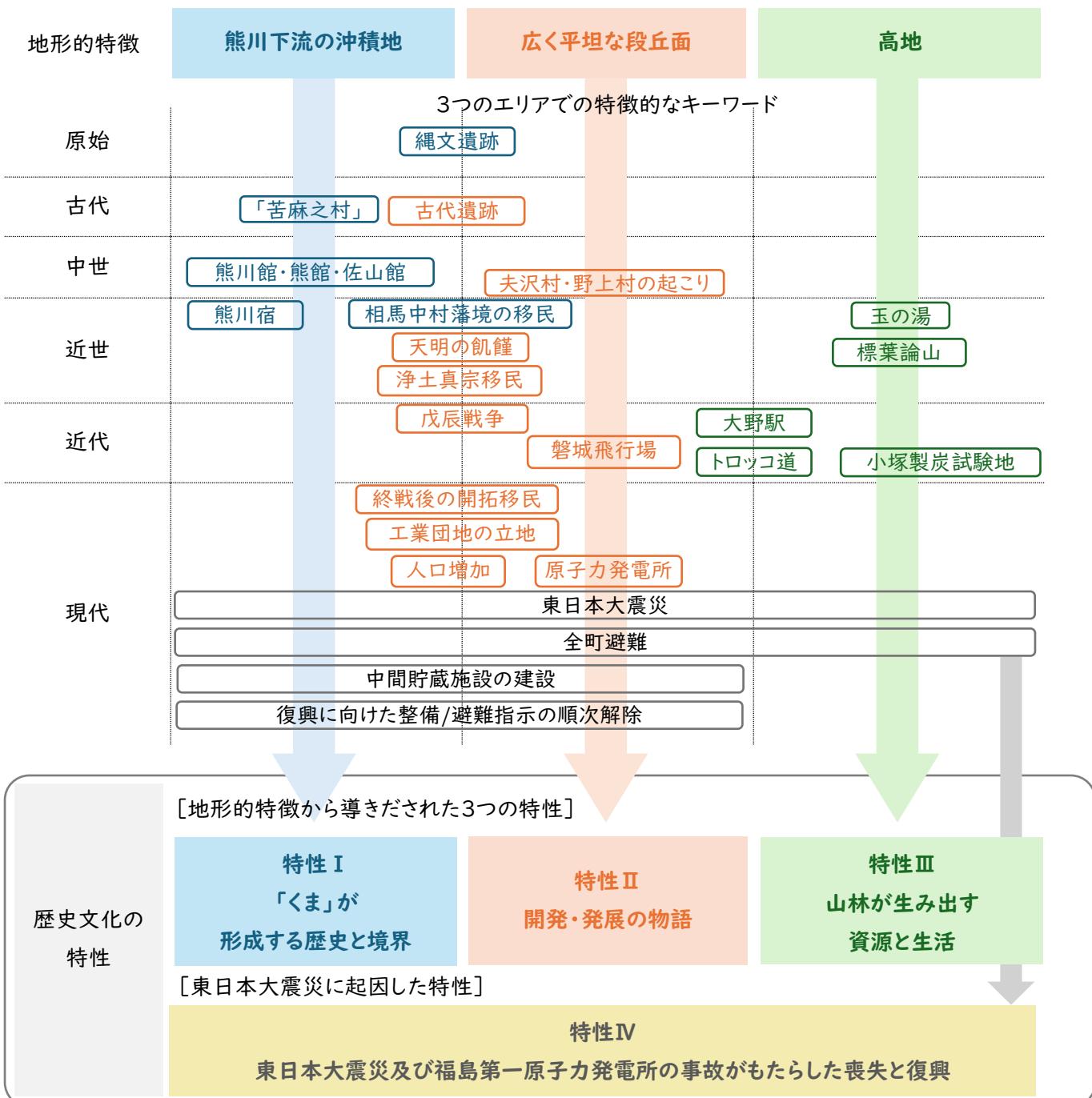
▲避難先の会津若松市で披露された
熊川稚児鹿舞

第3章 大熊町の歴史文化の特性

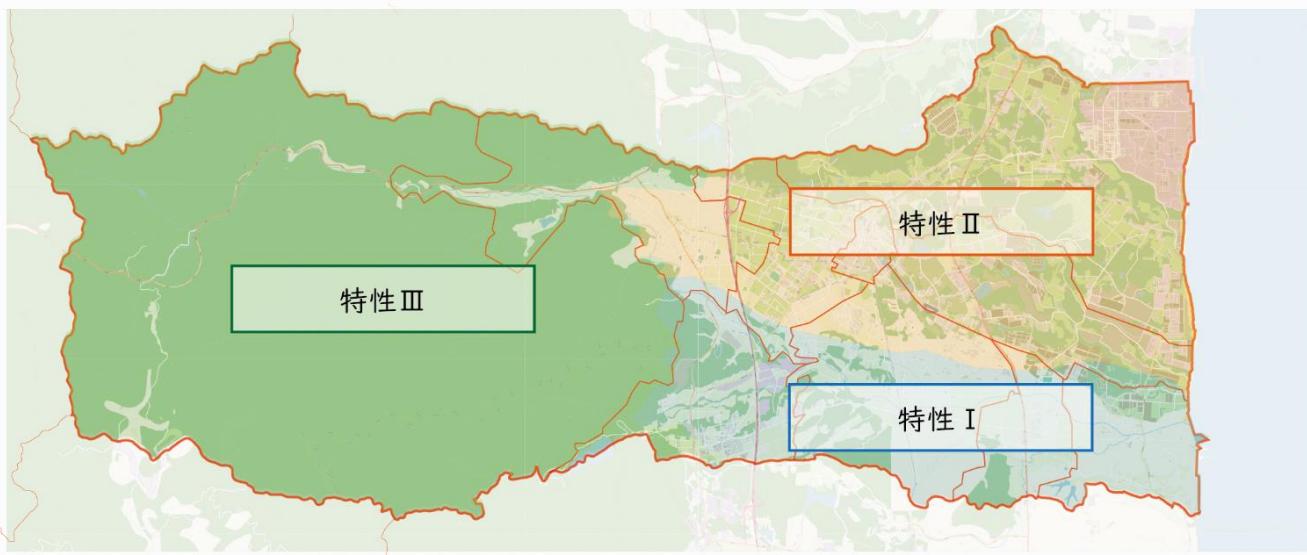
大熊町は第1章「大熊町の概要」で述べたように、地形的特徴により3つの地域に分けられる。歴史文化はその地形的特徴に大きな影響を受けながら成り立ってきた。一方、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって、大熊町は全町避難という大きな変化を経験しており、歴史文化に大きな影響を与えている。

以上を踏まえて、大熊町の歴史文化の特性は、地形的特徴から導き出された3つの特性と、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に起因した特性を合わせて、計4つの特性を持っているといえる。

[大熊町の歴史文化の特性]



[地形的特徴から導き出された3つの特性の位置図]



● 4つの特性の概要

特性I 「くま」が形成する歴史と境界

大熊町は、古代には「苦麻之村」と呼ばれた多珂国造のクニの北端、近世には相馬中村藩の南端となり藩境警護に勤めた武士の屋敷が構えられるなど、地域の周縁地としての特性を持つ。

特性II 開発・発展の物語

大熊町東部に広がる平坦な段丘面は、16世紀ごろから開発が進み、ため池の整備や常磐線の開通、福島第一原子力発電所の整備と時代の契機に合わせて発展し、震災前まで人口が増加していた。

特性III 山林が生み出す資源と生活

大熊町は町西部に広がる阿武隈高地から、木材や水などの多くの恵みを受け、首都圏などへの薪炭の供給や、坂下ダムの建設により資源の供給地域となっていた。

特性IV 東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故がもたらした喪失と復興

大熊町民は東日本大震災及び原発事故により、長期に及ぶ避難生活と復興事業という急速な生活の変化を経験した。

● 4つの特性の詳細

特性 I

「くま」が形成する歴史と境界

地形的特徴「熊川下流の沖積地」

『常陸国風土記』に多珂国造のクニの北端として現在の熊地区周辺と想定される「苦麻之村」が記載されている。その後古代中世は、標葉郡、標葉氏領域の南端、近世は、相馬中村藩領の南端であった。熊地区に相馬中村藩南端の宿場町「熊川宿」が成立し、往来、流通の拠点となる。大川原地区には藩士が藩境警護のため屋敷を構え、現在もその景観のなごりがある。大熊町はその歴史の中で地域の周縁地としての特徴を持つ。

キーワード: 縄文遺跡 「苦麻之村」 熊川宿 真宗移民
相馬中村藩境の移民 天明の飢饉 人口増加
熊川館・熊館・佐山館



中野家資料



石田家住宅

特性 II

開発・発展の物語

地形的特徴「広く平坦な段丘面」

夫沢川沿いに古墳などの遺跡が確認されるものの、「野上」や「夫沢」といった地名が史料上確認されるのは16世紀後半からであり、この頃から開発がより進展したと考えられる。江戸時代を迎えると、相馬中村藩領の南端として、中村城下に住む藩士の分家が在郷給人となり現大熊町域の各村に住みはじめ、それを由緒に持つ家もあった。また、近世後期、天明の飢饉等で人口減少に直面した相馬中村藩が浄土真宗の移民を受け入れると、大熊町域にも多くの真宗門徒が住み始めた。近世以降に造られた溜池が各地にあり、新たな土地開発により地域形成が進んだ。近代に入り常磐線が開通し、大野駅が整備されると、木材資源の運搬等に携わる人が駅周辺に居住するようになり、新たな町場が形成された。福島第一原子力発電所が整備、完成すると関連企業が増え、人口減少社会においても人口は増え続けた。

キーワード: 天明の飢饉 真宗移民 大野駅 古代遺跡
原子力発電所 工業団地の立地 人口増加
夫沢村・野上村の起り
終戦後の開拓移民



大野駅(昭和初期)

特性III

山林が生み出す資源と生活

キーワード: 標葉論山 大野駅 トロッコ道
小塚製炭試験地 玉の湯

地形的特徴「高地」

町西部に広がる阿武隈高地は、町内外に多くの「恵み」をもたらしている。世に玉の湯温泉が発見されると、相馬中村藩領で唯一の温泉として藩主も訪れた。

近代に大野駅が整備されると、山地が産出する木材や薪炭が、首都圏に供給された。駅と生産地である小塚、中屋敷地区の間に大野林用手押軌道（通称トロッコ道）が整備され、その運搬の利便性が向上した。特に薪炭に関しては小塚に製炭試験地が整備され、その技術研究の中心地となった。戦後、従来から課題だった干ばつ時の水不足を解消するために坂下ダムが貯水用に整備された。加えて、周辺の遊歩道は花や草木が四季折々に美しく、秋には紅葉に囲まれ芋煮会を楽しむなど、隣接する日陰山と併せて町民のレジャー空間としても親しまれていた。



日陰山と坂下ダム

特性IV

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故がもたらした喪失と復興

地形的特徴「大熊町全域」

原子力発電所の誘致を契機とし発展してきた近年の大熊町の歩みは、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって、大きな方向転換を余儀なくされた。

大熊町は8年間にも及ぶ町外での避難生活、町民不在の中での復興事業、令和27（2045）年までを期限とする中間貯蔵施設の建設等、世界的にも類を見ない状況を経験することになった。

それでも復興拠点の整備が進み、新しい町が形成され始め、今までの大熊町の歴史文化の上に、急速に新たな文脈の歴史文化が形成されてきている。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による直接的な被害だけでなく、急速に失われる震災前の町民の暮らし等、本計画で「震災資料」として扱う大熊町資料はこの特異な大熊町の歴史文化の特性を表している。



梨の収穫の様子



大野駅周辺を南側から見た景色



震災時の状態のまま残された熊町小学校



熊川での鮭の収穫



日陰山に日が沈む様子



学び舎 ゆめの森 始まりの式

【歴史文化の特性を読み取れる大熊町資料の一例】

I～IVの歴史文化の特性を表す特徴的な大熊町資料の一例を示す。



第4章 大熊町資料に関する既往の把握調査・取組

I 既往の大熊町資料調査

● I-1 福島県による調査

福島県による大熊町資料に関する主な調査は下記の通り。常磐自動車道道路敷設工事では道平遺跡や上平A遺跡等の発掘調査が実施された。

[福島県による調査報告書一覧]

調査報告書名	発行年
福島県発見の埋蔵文化財図録(20葉)	S27.3
福島県文化財調査報告書	S30.3
福島県の文化財(1枚刷写真表)	S31.3
福島県文化財調査報告書 一福島県埋蔵文化財調査報告書一	S35.3
福島県の民謡 -民俗資料緊急調査報告書-	S40.3
福島県の寺院跡・城館跡 -文化財基礎調査報告書-	S46.3
福島県の石造文化財 -文化財基礎調査報告書2-	S47.3
福島県の金工品 -文化財基礎調査報告書-	S48.3
福島県の建造物	S48.3
福島県民俗分布図 -民俗資料緊急調査報告書-欠	S48.3
福島県の彫刻 -文化財基礎調査報告書	S50.3
福島県の絵画・書跡 -文化財基礎調査報告書b-	S51.3
福島県の絵馬 -文化財基礎調査報告書7-	S52.3
福島県の民家(Ⅴ第2回緊急調査報告)	S54.3
福島県の祭礼	S55.3
福島県古文書所在確認調査報告	S55.3
福島県民俗分布図	S55.3
福島県の伝統工芸技術 -文化財基礎調査報告書-	S56.3
福島県の近世社寺建築(近世社寺建築緊急調査報告書)	S56.3
福島県の民謡-民謡緊急調査報告書-	S56.3
福島県古文書緊急調査報告Ⅰ	S56.11
福島県文化財調査報告書第414集 常磐自動車道遺跡調査報告37	H15.12
福島県文化財調査報告書第425集 福島県の祭り・行事-福島県祭り・行事調査報告書-	H17.3
福島県文化財調査報告書第428集 常磐自動車道遺跡調査報告41	H17.12
福島県文化財調査報告書第435集 常磐自動車道遺跡調査報告45	H18.11
福島県文化財調査報告書第445集 常磐自動車道遺跡調査報告50	H19.12
福島県文化財調査報告書第461集 常磐自動車道遺跡調査報告58	H22.3

● I-2 大熊町による調査

大熊町による大熊町資料に関する主な調査は下記の通り。公民館事業の一環として、大熊町内の民話が整理され、平成19年『おくまの民話』にまとめられた。東日本大震災と原発事故発生後は町の開発に伴う発掘調査や震災時の町の動きをまとめた『大熊町震災記録誌』の発刊等が成果として挙げられる。

[大熊町による調査報告書一覧]

調査報告書名	発行年
民話 苦麻川	S48.12
大熊町史 資料1 ムラの形成とマケ	S54.3
大熊町史 資料2 熊町村郷土誌	S54.3
大熊町史 資料3 大野村誌	S54.3
女迫遺跡 -大熊町史資料 第4集-	S55.3
熊川六丁目条里遺構発掘調査報告 -大熊町文化財調査報告第1集-	S55.3
野がみの里	S55.3
福島県大熊町史資料 第6集 熊川南岸における考古学的調査報告	S56.3
大熊町史 第4巻 近代	S56.3
大熊町史 資料5 相双地方文献目録	S56.3
大熊町史 第3巻 近世	S57.3
大熊町史 第3巻 別冊 近世・山神窯跡の研究	S57.3
道平遺跡の研究 福島県道平における縄文時代後・晩期埋設土器群の調査	S58.11
大熊町文化財調査報告Ⅲ 道平遺跡の研究(別冊)-土器・石器観察表-	S58.11
大熊町文化財調査報告Ⅳ 上総屋敷遺跡調査概報	S59.2
大熊町史 第2巻 原始・古代・中世	S59.3
大熊町史 第2巻 原始・古代・中世	S59.3
大熊町史 第1巻 通史	S60.3
大熊町史 年表	S61.3
大熊町埋蔵文化財調査報告・第五冊 大夫沢館跡試掘調査報告書(付)南沢A・B遺跡試掘調査報告	H5.7
大熊町埋蔵文化財調査報告 第6冊 古館遺跡 -平成6年度調査-	H7.3
野上川	H7.3
おくまの民話	H19.3
大熊町震災記録誌	H29.3
西平C遺跡 大熊町埋蔵文化財調査報告 第8冊	H29.11
南平G遺跡 大熊町埋蔵文化財調査報告 第9冊	H30.1
平成29年度町内遺跡試掘調査報告 大熊町埋蔵文化財調査報告 第11冊	H31.3
平成30年度町内遺跡試掘調査報告 大熊町埋蔵文化財調査報告 第12冊	R2.3
令和元年度町内遺跡試掘調査報告 大熊町埋蔵文化財調査報告 第13冊	R3.3
秋葉台遺跡発掘調査報告書 -KDDI無線基地局建設に伴う発掘調査-	R4.2
大熊町埋蔵文化財調査報告 第14冊	
西平窯跡発掘調査報告書 -大熊西工業団地整備事業に伴う発掘調査-大熊町文化財調査報告 第15冊	R4.3
井戸神沢製鉄遺跡発掘調査報告書 -国道288号線湯の神工区部分拡幅工事に伴う発掘調査- 大熊町埋蔵文化財調査報告 第16冊	R5.2
大熊町埋蔵文化財調査報告 第17冊 令和2・3年度町内遺跡試掘調査報告	R5.3
町制施行70周年記念 公民館報から読み解く大熊町の歩み つなぐ	R6.11

● I-3 大熊町資料の把握状況

大熊町における大熊町資料調査の全体的な傾向として、多くの分野で調査が不足している他、長年学芸員が不在であったために、研究結果の体系的な整理が出来ていない状況がある。

調査は実施しているものの、把握調査や体系的な整理が不足している種別は、近世以降の古文書、歴史資料、史話・伝承・思い出である。

また、動物・植物・地質鉱物については現代の調査が不足していることに加え、震災発生後の調査はできない。

〔大熊町における大熊町資料調査の現状〕

種別		近世以前	近代	現代 (震災前)	現代 (震災発生後)
有形文化財	建造物	△	△	△	-
	美術	絵画	-	-	-
	工芸品	彫刻	△	△	-
		工芸品	-	-	-
		書跡・典籍	-	-	△
		古文書	▲	▲	-
		考古資料	△	△	-
		歴史資料	▲	▲	▲
無形文化財		-	-	-	-
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△
	無形の民俗文化財	△	△	-	-
記念物	遺跡	△	△	-	-
	名勝地	-	-	-	-
	動物・植物・地質鉱物	-	-	▲	-
文化的景観		-	-	-	-
伝統的建造物群		-	-	-	-
文化財の保存技術		-	-	-	-
史話・伝承・思い出		▲	▲	▲	▲
方言・地名		-	-	△	-

凡例

—・・・大部分の調査が行われていない

△・・・一部調査の不足や体系的な整理が行えていない

▲・・・一部調査の不足や体系的な整理が行えておらず、今後優先的に調査が必要

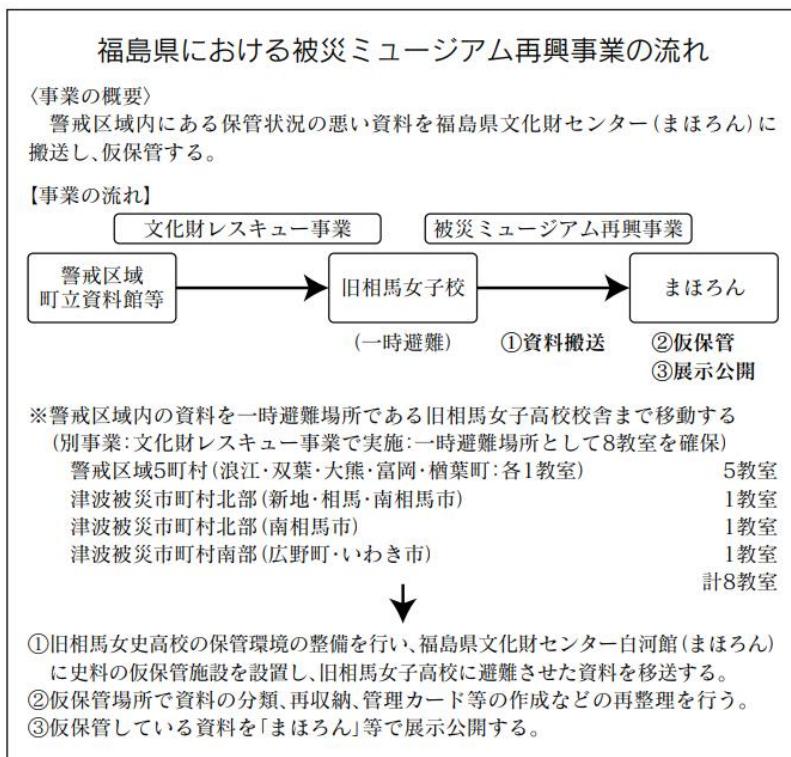
2 大熊町資料の保存・活用に関する取組

● 2-1 震災発生後の大熊町民俗伝承館収蔵資料レスキュー活動

旧警戒区域内に存在した大熊町民俗伝承館の資料は、温湿度環境が維持できることによる虫菌害被害や、管理体制を維持できることによる盗難等が懸念された。このため、文化庁が設置した東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会と福島県教育庁が設置した福島県被災文化財等救援本部は、平成24(2012)年に、大熊町民俗伝承館内に残された収蔵資料を町外に搬出した。搬出された資料は、令和7(2025)年時点では、まほろんで一時保管している。

その後、大熊町民俗伝承館は維持管理費用等の問題から令和5(2023)年に解体されることとなった。

そのため、現在まほろんに保管されている資料は、令和10(2028)年度に完成予定の社会教育複合施設で保管・展示を行う予定である。



▲民俗伝承館常設展示室（震災前）



▲文化財の搬出作業（震災発生後）

● 2-2 大熊町による震災発生後の文化財レスキュー活動

大熊町は、平成28(2016)年に、管理が行き届かない個人宅に残された、貴重な資料の解体除染や盗難等による消失を防ぐために、「個人文化財レスキュー」活動を開始した。町民が代々受け継いだ営みを後世に伝えることを目的として、町民の自宅に眠る歴史的資料を安全な場所に運び出している。現時点(令和7年8月時点)で、60ヶ所以上、1,800件を超える資料を収集しており、現在は帰還困難区域内に所在する総合体育館等に保管している。

一方で収集された資料は1,800件以上と多いことに加え、収集資料の中には町民の個人的な書類や所有物もあり、歴史資料としての価値の判定や適切な保管場所の管理が課題となっている。



▲総合体育館に保管されている文化財レスキュー資料



▲旧大熊町公民館に保管されている文化財レスキュー資料

897_賞状(額入り)(1)	897_賞状(額入り)(2)	898_賞状(額入り)(1)	898_賞状(額入り)(2)
899_おおくまの梨 販促用厚紙(1)	899_おおくまの梨 販促用厚紙(2)	900_平成16年度果樹生産履歴簿(1)	900_平成16年度果樹生産履歴簿(2)
901_平成16年度JA大熊町果樹部果樹栽培出荷反省会資料(1)	901_平成16年度JA大熊町果樹部果樹栽培出荷反省会資料(2)	902_大熊の梨 販促厚紙(1)	902_大熊の梨 販促厚紙(2)

▲梨選果場から収集した梨にまつわる文化財レスキュー資料

3 大熊町に関する人に対する意識調査結果

● 3-1 意識調査結果

「大熊町文化財保存活用地域計画」の作成にあたって、町民意見を反映した計画とするために、大熊町に関する人びとに「大熊町の歴史文化（=大熊町らしさを表すものや思い出）に関するアンケート調査」を行った。

○調査方法

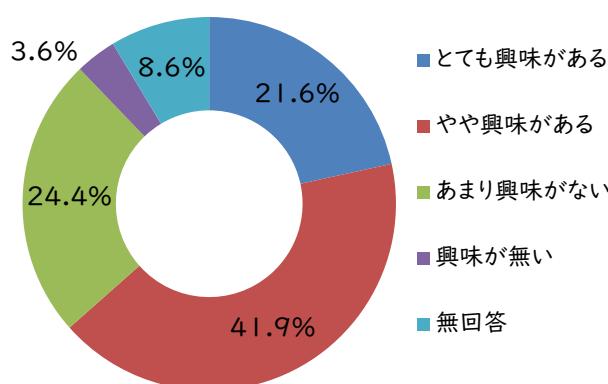
調査対象	「広報おおくま」を受け取られている方	回収数	394票（配布数:4,739）
調査方法	「広報おおくま」に同封しアンケート調査票を配布。紙面での返送またはWEB回答。	調査期間	令和6年9月1日(日)～9月16日(日)

○調査結果概要

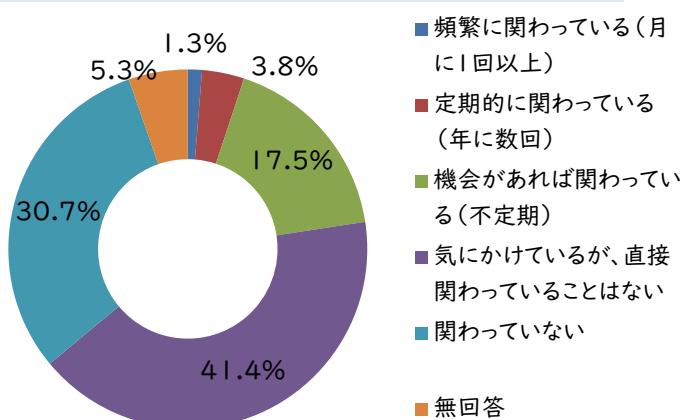
6割の方が歴史文化に興味があるものの、定期的に関わっている方は2割と少なく、大熊町のことを気にかけているものの、関わっていない町民が4割いるという現状が見られた。

また、キウイや鮭、日陰山など、産業や自然にまつわる物事へ「大熊町らしさ」を感じる傾向が見られた。

Q.大熊町の歴史文化に興味がありますか

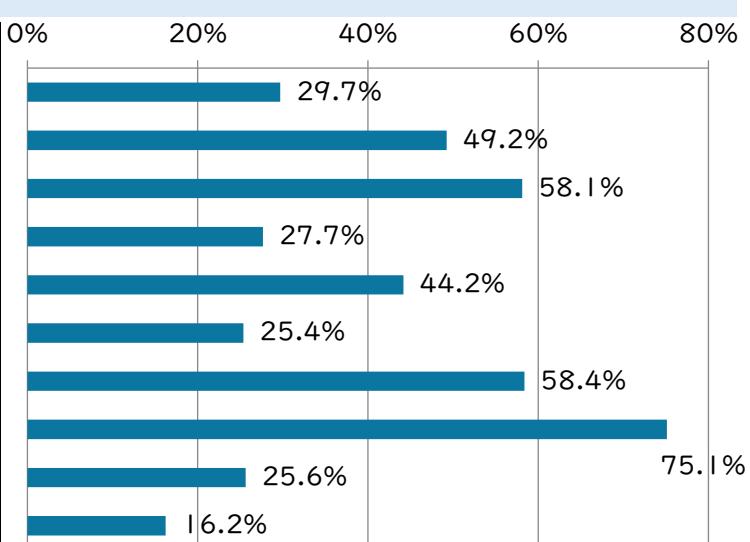


Q.大熊町の歴史文化に関わる機会はありますか



Q. どんなものに「大熊町らしさ」を感じますか（複数回答）

回答者数	394人
古い建物やまち並み	117票
地域のお祭り	194票
日陰山等の自然や風景	229票
移民や移住の歴史	109票
エネルギー供給地の歴史	174票
地域の「境目」の歴史	100票
鮭漁等の熊川の生業	230票
梨やキウイ等の特産品	296票
もちつき等の地域のイベント	101票
無回答	64人



第5章 大熊町資料の保存・活用の将来像

大熊町の将来像を、今の大熊町の姿と上位計画の方向性を基に、以下のように設定し、大熊町の歴史文化を表す大熊町資料の保存・活用に資する各種取組を行う。

文化財保存活用地域計画で目指す将来像

想いを伝えて残す 私のふるさと大熊

～大熊に関わるあらゆる人たちで守り活かす「大熊町らしさ」～

今なお多くの町民が町外で生活し、今後立入り可能となる時期が見通せない区域を持つ大熊町において、

「大熊町らしさ」「大熊町の思い出」を表す大熊町資料は、原始から現代まで

大熊町に関わり、暮らし、生きてきた一人一人にとって、故郷を感じる大切な「心の拠り所」である。

一方で「心の拠り所」である町の風景や暮らしを含む大熊町資料の中には

既に、震災から復興への変遷の中で、紛失・消失したものや、

本来の意味を失ってしまったものも多く、また消失の危機に直面するものもある。

その状況の中で私たちができることは、今残っている「大熊町らしさ」を守り、

町へ帰ってくる町民や、これから町に住む次世代にとっての

「心の拠り所」として残していくことである。

本計画では、大熊に関わり、暮らし、生きてきた一人一人が

大熊町の歴史・文化を語り、学び、関わることで、自分にとっての「大熊町らしさ」を見つけ、

「大熊町らしさ」を継承し活かすことで、みんなで「大熊町らしさ」の魅力を高め、

「大熊町らしさ」を町外で暮らす方や未来の子どもたちへと伝え、広げていき、

みんなの「心の拠り所」を残していくことができるまちを目指す。

上位計画の方向性

第三次復興計画のコンセプト

コンセプト

想いと誇りでつくる 

～くらし、つながるみんなのまち～

大熊町に思いを持つ「みんな」が、住んでいる場所に関係なく、日々を暮らし、交流し、「まちづくりに自分自身が関わっているという自負心」をもって、ともにまちをつくっていくという想いが込められている。

今の大熊町の姿

○暮らしの状況

- ・町民の多くが町外での生活
- ・復興拠点の整備で大熊町の再スタート
- ・町民に限らず、多くの人が大熊町に関わる
- ・帰還困難区域が多く存在する

○大熊町資料の状況

- ・全町避難で町の歴史文化の継承が困難
- ・解体除染や盗難等により消失のおそれのある大熊町資料
- ・町外に住んでいても、故郷の「大熊らしさ」を感じることができる大熊町資料を気にかけている。

■震災・復興の中で消失してしまった大熊町資料（一例）



▲大熊町図書館・民俗伝承館（令和5（2024）年解体済み）



▲聖徳太子大祭で街に繰り出す子ども神輿



▲大熊中学校卒業式（校舎は令和2年（2022）年に解体）



▲スタートからゴールまでの早さを競う「竹馬グランプリ」

第6章 保存・活用に関する課題・方針・措置

将来像

大熊町資料の調査

- 調査が不足している領域が存在している
- 学芸員の不在により、調査・研究成果の体系的な整理が出来ていない
- 文化財レスキュー資料の関連情報が不足している
- 震災前の大熊町の暮らしに関する調査が不十分である

大熊町資料の保存・継承

- 震災に関する資料の価値づけができていない
- 町内一時保管資料の保管場所の確保が不十分である
- 町外一時保管資料の町による管理・調査が不十分である
- 中間貯蔵施設内の大熊町資料の保存・活用が未検討である
- 震災以前の大熊町らしさを表す大熊町資料の保存が不十分である
- 帰還が十分に進まない中での歴史文化の継承が困難である
- 無形の民俗文化財の担い手が不足している
- 震災前の大熊町の暮らしを語れる町民が少なくなっている
- 防犯、防災に関する体制が未整備である
- 大熊町資料所有者の人的及び経済的負担が大きい
- 文化財の指定・登録が進んでいない

大熊町資料の活用

- 指定等文化財の活用が十分に行えていない
- 震災の歴史から震災の教訓を世界へ伝える取り組みが不十分である
- 震災前の社会教育事業が再開出来ていない

大熊町資料の体制作り・保存

- 住民がいないもしくは少ない地区での大熊町資料の管理者が不足している
- 町内の調査・保存・活用の人員が不十分である
- 避難町民が歴史文化に触れられる機会の創出が不十分である
- 震災以前にあったコミュニティを再構築する必要がある
- 震災後に大熊町に関わりを持った人が歴史文化に触れられる機会の創出が不十分である

大熊町資料の保存・活用に関する課題

方針

継続的な調査・研究の実施及び、過去の研究結果の整理を行う

文化財レスキューを継続し、収集した大熊町資料の調査を行う

震災前の暮らしの記録の収集と体系的な整理を行う

「震災資料」の価値の明確化を行う

大熊町資料の適切な保管環境を整備する

中間貯蔵施設内の大熊町資料の保存管理を検討する

「大熊町らしさ」を示す場所・景観を記録化し、地域に還元する

大熊町について、語り、学べる機会を創出する

保存団体への活動支援を行う

「大熊町らしさ」について次世代へ伝える人材を育成し、未来に継承する

復興のフェーズに合わせて、大熊町資料の防犯、防災体制について整備検討する

大熊町資料所有者の負担軽減措置を検討する

「大熊町らしさ」を守るための、更なる調査による文化財の指定・登録

指定等文化財の活用までのプロセスを作成する

大熊町に関わるあらゆる人々と共に、「震災資料」の適切な活用を考える

地域の歴史文化を学べる講座の再開を検討する

一時的な行政主導の管理方法について検討する

大熊町に関わるあらゆる企業や団体が「大熊町らしさ」に関わる体制を作る

「大熊町らしさ」について、どこからでも触れられる機会を創出する

地域コミュニティが集まる機会を創出する

震災発生後に大熊町に関わりを持った人が歴史文化へ主体的に参加する場を提供する

具体的な措置

No.1 国文学研究資料館との継続的な古文書、典籍類の調査・分析

No.2 動植物に関する研究連携体制の構築

No.3 『大熊町史』の編纂事業の再開準備及び再開

No.4 調査研究に必要な専門性の維持

No.5 文化財レスキュー事業等の、町民からの大熊町資料の寄贈・寄託の受け入れ継続

No.6 収集した資料のヒアリング調査

No.7 『震災記録誌』及び『大熊町町政70周年記念誌』の成果の整理

No.8 「震災前の暮らし」に関するオーラルヒストリーの実施

No.9 「震災資料」の整理

No.10 「震災資料」の保存・管理の検討

No.11 町内一時保管資料の保存環境整備

No.12 町外一時保管資料の保存環境整備

No.13 社会教育複合施設収蔵機能の整備（令和10年度開館予定）

No.14 社会教育複合施設への大熊町資料の移管計画の作成

No.15 一時保管石造物の取り扱いの検討

No.16（仮称）中間貯蔵施設の大熊町資料に関する検討協議会等の実施

No.17 「大熊町らしさ」を感じる景観に関する調査の実施

No.18 大熊町3Dデジタルアーカイブプロジェクトの推進

No.19 大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史文化学習への参加

No.20 学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習

No.21 保存団体への活動支援

No.22 各地区的祭りや踊り、伝承、思い出等の記録及び伝承の支援

No.23 大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史文化学習への参加（No.19と同様）

No.24 大熊町の歴史文化に関わる団体活動の継続

No.25 学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習

No.26 町主導での一時的な大熊町資料管理体制の構築

No.27 地域主導での大熊町資料管理体制の構築

No.28 大熊町資料所有者等への補助措置の設置

No.29 文化財の指定・登録を見据えた詳細調査の実施

No.30 指定等文化財の現況調査

No.31 指定等文化財に関わる町民および団体に向けた支援体制の構築

No.32 個別の保存活用計画の作成

No.33（仮称）中間貯蔵施設の大熊町資料に関する検討協議会等の実施（No.16と同様）

No.34 社会教育複合施設における震災伝承に関する取り組みの実施

No.35 「大熊町歴史講座」の実施検討

No.36 一時的な行政主導による保存体制の構築

No.37 文化財保護協力員による大熊町資料保護活動の実施

No.38 多様な機関との連携構築

No.39 遠方に住む方も歴史文化に触れられるためのオンラインによる情報発信

No.40 遠方に住む方も歴史文化に触れられるための紙媒体による情報発信

No.41 地域コミュニティに対する地区伝承のヒアリング実施

No.42 社会教育複合施設整備事業に関するワークショップの開催

想いを伝えて残す私のふるさと大熊
大熊に関わるあらゆる人たちで守り活かす「大熊町らしさ」

I 大熊町資料の調査に関する課題・方針・措置

以下の措置は、町費、県費、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、その他民間資金等を活用して進める。

● I-1 大熊町資料の調査についての課題

・ 大熊町資料の把握調査ができていない

さまざまな分野で学術的な調査・研究が不足している。特に自然と植物などに関する記念物の把握調査、及び研究が不足している。

・ 学芸員の不在により、調査・研究成果の体系的な整理が出来ていない

長年学芸員が不在の町であったため、調査・研究内容の体系的な整理が行えていない状況にあり、継続的な学芸員の体制の維持が必要とされている。震災前に作成機運が高まっていた町史編纂事業が震災以降、中止となっている。

・ 文化財レスキュー資料の関連情報が不足している

工期が厳密な除染解体事業の中で、文化財レスキューが行われたため、寄贈・寄託前後の資料調査が不十分な資料が多い。中には寄贈・寄託者からのヒアリングが十分ではなく、その背景や価値を判断する資料のメタデータがないものがある。

また、今後も町民の避難状況の変化により、レスキューの対象となる大熊町資料が町民から寄贈・寄託される可能性があり、レスキュー資料の調査を継続していく必要がある。

・ 震災前後の大熊町の暮らしに関する調査が不十分である

震災発生直後に全町避難が始まった影響で、震災前後の大熊町の暮らしに関する資料の保存が十分ではない。町民アンケートで大熊町資料の価値を「故郷を感じることが出来る」と回答している方が多く、特に震災前の大熊町の歴史・文化について調査し、整理することが町民にとって有益であると推察され、震災前の記録を残し継承していくことが求められている。

● I-2 大熊町資料の調査についての方針・措置

方針I 継続的な調査・研究の実施及び、過去の研究結果の整理を行う

No.1

措置名	国文学研究資料館との継続的な古文書、典籍類の調査・分析	継続
内容	令和元(2019)年度より資料整理の支援を受けている国文学研究資料館と令和6(2024)年度に正式に研究協定を締結している。町に関係する古文書・典籍類について、継続的に調査分析を進め、調査成果を地域に還元できるように取り組む。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・国文学研究資料館	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.2

措置名	動植物に関する研究連携体制の構築	新規
内容	自然に関する町内外の専門家と連携を図り、当町及び周辺地域を横断的に研究できる体制作りを構築する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(福島県立博物館等) ・関連自治体	事業期間 R11(2029)～R17(2035)年

No.3

措置名	『大熊町史』の編纂事業の再開準備及び再開	新規
内容	震災前に機運が高まっていた町史編纂事業について、再開する。 (1)収集した資料の調査 (2)不足している分野の資料収集 また、再開の体制が整い次第、再開に取り組む。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

No.4

措置名	調査研究に必要な専門性の維持	継続
内容	世代交代を踏まえた専門職員の適切な配置を行い、研修等を通して専門性を維持する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)～R17(2035)

方針2 文化財レスキューを継続し、収集した大熊町資料の調査を行う

No.5

措置名	文化財レスキュー事業等の、町民からの大熊町資料の寄贈・寄託の受け入れ 継続	継続
内容	文化財レスキュー事業は平成28年から断続的に実施し、町内の総合スポーツセンター等に仮保管している。現在は随時個人等の要望を受ける、もしくは公民館、集会所の解体にともなって収集を行っており、これらの活動を継続する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.6

措置名	収集した資料のヒアリング調査	新規
内容	文化財レスキュー等で収集した資料、特に民具について、その寄贈・寄託者等へのヒアリングを実施し、その形状的特徴に限らず、来歴や使用法に関する情報・データを蓄積し、資料的価値の向上を図る。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(人間文化研究機構等) ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

方針3 震災前の暮らしの記録の収集と体系的な整理を行う

No.7

措置名	『震災記録誌』及び『大熊町町政70周年記念誌』の成果の整理	継続
内容	『震災記録誌』や『大熊町町政70周年記念誌』の成果を踏まえた震災前及び震災発生時の一時情報の整理を体系的に実施する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.8

措置名	「震災前の暮らし」に関するオーラルヒストリーの実施	新規
内容	『大熊町町政70周年記念誌』をはじめとする町内外の既存成果の収集・整理を踏まえて「震災前の暮らし」を知る人びとに対してオーラルヒストリーの手法を用いて調査・記録する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

2 大熊町資料の保存・継承に関する課題・方針・措置

● 2-1 大熊町資料の保存・継承についての課題

- 震災に関する資料の価値づけができていない

文化財レスキュー資料は既存の文化財類型でとらえられないものが多く、それらは正式な名称もなく、現在は仮称:震災資料としている。そしてその価値の判断ができていない。

ex:各地域の集会場にあった行政区の野球チームのユニフォームや帽子。地域にぬじみのある喫茶店の看板、復興や中間貯蔵施設建設に関わる看板等を保管している。

- 町内一時保管資料の保管場所の確保が不十分である

文化財レスキュー資料は現在帰還困難区域の総合体育館で一時保管している。その場所は適切な保管環境でなく、スペースが限られており、また、今後も増える資料については収蔵する目途が立っていない。

- 町外一時保管資料の町による管理・調査が不十分である

震災前まで町で収蔵していた資料は被災ミュージアム再興事業により福島県白河市にあるまほろんの仮保管庫で保管されているが、距離等の問題により十分な調査ができない。

- 中間貯蔵施設内の大熊町資料の保存・活用が未検討である

中間貯蔵施設の整備にあたって、移動の必要があった石造物等について、一時的に元の場所から移動を行ったものの、今後の取り扱いが未定であり、移動を行った大熊町資料について、詳細が判明していないものも含まれている。また、震災被害を表す震災遺構の取り扱いも未検討である。

- 震災以前の大熊町らしさを表す大熊町資料の保存が不十分である

避難先で生活している町民が「大熊町に戻ってきたときに、様子が一変していてショックを受ける」など震災被害及び復興に伴う開発事業が進捗する大熊町で震災前の風景が失われている状況がある。

- 帰還が十分に進まない中での歴史文化の継承が困難である

町外への避難や移住によって、町の歴史文化を知る人が町内から離れてしまい、震災前の町の暮らしの記憶も含め、歴史文化の継承が困難となっている。

- 無形の民俗文化財の扱い手が不足している

震災以降避難先での生活を余儀なくされている人が多い大熊町では、無形の民俗文化財の扱い手の不足が深刻であり、町内だけでなく、避難先で活動する保存団体への支援が必要である。

- 震災前の大熊町の暮らしを語れる町民が少なくなっている

震災から10年以上が経過し、震災前の大熊町について語れる町民が少なくなっている。また、町民が各避難先や移住先で散り散りになっているため、「大熊町らしさ」を語る機会や学ぶ機会が少ない。

- ・ 防犯、防災に関する体制が未整備である

震災後、地域共同体が震災前と同様には機能していない中で、大熊町資料の防犯、防災を行う主体者の検討を行う必要がある。

- ・ 大熊町資料所有者の人的及び経済的負担が大きい

大熊町資料を所有するにあたって、その保存・継承に係る人的及び経済的負担を軽減する必要がある。

- ・ 文化財の指定・登録が進んでいない

未指定文化財の調査の不足により、文化財指定・登録が進んでいない。

- 2-2 大熊町資料の保存・継承についての方針・措置

方針1 「震災資料」の価値の明確化を行う			
----------------------	--	--	--

No.9

措置名	「震災資料」の整理		
内容	文化財保存活用地域計画での大熊町資料の定義に当たる資料について優先的に整理を行う。		
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(国文学研究資料館)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年

No.10

措置名	「震災資料」の保存・管理の検討		
内容	整理を行った「震災資料」の今後の扱いについて、保存・展示・返還等のあらゆる方法を検討し、適切な保存・管理方法について検討を行う。		
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

方針2 大熊町資料の適切な保管環境を整備する			
------------------------	--	--	--

No.11

措置名	町内一時保管資料の保存環境整備		
内容	(1)町内一時保管資料の収蔵場所の温湿度データの調査 (2)継続的な保管環境の整備、令和10年度開館予定の社会教育複合施設での適切な保管および展示		
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8(2026)～R10(2028)年

No.12

措置名	町外一時保管資料の保存環境整備		
内容	町外一時保管資料について、継続的に保管環境の把握を行う。		
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・福島県 ・専門機関	事業期間	R8(2026)～R10(2028)年

No.13

措置名	社会教育複合施設収蔵機能の整備(令和10年度開館予定)	継続
内容	町内一時保管資料及び町外一時保管資料の適切な保管環境及び十分な収蔵能力(今後も増えることを想定される資料も含む)を有する収蔵機能を検討し、配置計画を作成する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

No.14

措置名	社会教育複合施設への大熊町資料の移管計画の作成	新規
内容	一時保管資料に関して、社会教育複合施設への移管計画(運搬及び燻蒸)を検討する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

方針3 中間貯蔵施設内の大熊町資料の保存管理を検討する

No.15

措置名	一時保管石造物の取り扱いの検討	新規
内容	中間貯蔵施設の整備に伴い、移動せざるを得なかった石造物について、最終的に元の場所に再置するまでの保存方法の検討と前提としての再置可否の検討を行う。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・環境省	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.16

措置名	(仮称)中間貯蔵施設内の大熊町資料に関する検討協議会等の実施	新規
内容	中間貯蔵施設内に所在する大熊町資料について、文化財的な観点に限らず、様々な視点から検証し、その保存及び活用を検討する町民を含めた協議会等を立ち上げ、方針を検討及び提言する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、環境対策課、復興事業課) ・環境省 ・町民	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

方針4 「大熊町らしさ」を示す場所・景観を記録化し、地域に還元する

No.17

措置名	「大熊町らしさ」を感じる景観に関する調査の実施	新規
内容	町民アンケート等を基に町民が「大熊町らしさ」を感じる景観について、(1)調査と(2)調査結果を基にした普及啓発を行う。 (1)調査(ヒアリング、リスト台帳作成) (2)普及啓発(ガイダンス、サイン、紙媒体・オンラインでの周知等)	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.18

措置名	大熊町3Dデジタルアーカイブプロジェクトの推進			継続
内容	町内の公共施設を中心に、デジタル技術を用いた記録措置を実施し、社会教育複合施設等で記録を公開する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(福島県立博物館等)		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

方針5 大熊町について、語り、学べる機会を創出する

No.19

措置名	大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史・文化学習への参加			新規
内容	震災後に大熊町に関わるようになった人が町の歴史文化を学べる機会を創出する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、福祉課) ・町民		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

No.20

措置名	学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習			新規
内容	学び舎ゆめの森において、郷土学習を実施する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、教育総務課) ・専門機関		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年

方針6 保存団体への活動支援を行う

No.21

措置名	保存団体への活動支援			継続
内容	無形の民俗文化財の保存団体へ継続的な支援を実施する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年

No.22

措置名	各地区の祭りや踊り、伝承、思い出等の記録及び伝承の支援			新規
内容	各地区に伝わる祭りや踊り、伝承、思い出等について、各保存団体への調査を実施し、記録化を検討する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(東日本大震災伝承館) ・地域の文化財保存・活用団体		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年

方針7 「大熊町らしさ」について次世代へ伝える人材を育成し、未来に継承する

No. 23

措置名	大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史・文化学習への参加(No.19と同様)			新規
内容	震災後に大熊町に関わるようになった人が町の歴史文化を学べる機会を創出する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

No.24

措置名	大熊町の歴史文化に関する団体活動の継続			継続
内容	町の歴史文化に関する団体の活動の支援・指導を継続的に実施する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・地域の文化財保存・活用団体	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)	

No.25

措置名	学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習			新規
内容	学び舎ゆめの森において、郷土学習を実施する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、 教育総務課) ・専門機関(福島県立博物館等)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

方針8 復興のフェーズに合わせて、大熊町資料の防犯、防災体制について整備検討する

No.26

措置名	町主導での一時的な大熊町資料の保存管理			継続
内容	個人、地域の資料を寄贈、寄託して頂いた資料に関して一時的に町で管理を行う。また、帰還困難区域をはじめとして、地域に管理者が不在のまま残された大熊町資料(神社などの不動産、石碑などの有形文化財など)について一時的な町での保存管理を行う。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

No.27

措置名	地域主導での大熊町資料管理体制の構築			新規
内容	地域主導による大熊町資料の保存・活用に関わる団体構築を図る。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・地域の大熊町資料保存・活用団体	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年 (R10年度の状況により実施を検討)	

方針9 大熊町資料所有者の負担軽減措置を検討する

No.28

措置名	大熊町資料所有者等への補助措置の設置			継続
内容	指定文化財所有者及び管理者が、指定文化財の保存等措置を実施する際に活用できる補助金制度を設ける。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R11(2029)～R17(2035)年	

方針10 「大熊町らしさ」を守るための、更なる調査による文化財の指定・登録

No.29

措置名	文化財の指定・登録を見据えた詳細調査の実施			新規
内容	「大熊町資料」の調査を進め、特に重要なものについて、指定・登録を進める。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

3 大熊町資料の活用に関する課題・方針・措置

● 3-1 大熊町資料の活用についての課題

・ 指定等文化財の活用が十分に行えていない

現在大熊町では9件の国登録有形文化財(石田家住宅主屋他・渡部家住宅主屋他)と2件の無形の民俗文化財(熊川稚児鹿舞・長者原じゃんがら念佛太鼓踊り)、1件の有形の民俗文化財(はなどり地蔵)、2件の史跡(熊町一里塚、五郎四郎一里塚)があり、その十分な活用ができていない。これらは震災発生以降所有者が避難先にいることで、管理も不十分となっている。

・ 震災の歴史から震災の教訓を世界へ伝える取り組みが不十分である

アンケートより、町民の半数が「震災による「大熊町らしさ」の変化から震災の教訓を伝えることが出来る」ということに価値を感じている一方で、復興の中で震災前から町民に親しまれていた建物の解体が進んでいることに加え、町民の震災の記憶を伝承する取組が行えていない。

・ 震災前の社会教育事業が再開出来ていない

震災の影響により、公民館で実施されていた講座や公民館教室が再開できておらず、地域の歴史文化を学ぶ機会が少なくなっている。

● 3-2 大熊町資料の活用についての方針・措置

方針1 指定等文化財の活用までのプロセスを作成する

No.30

措置名	指定等文化財の現況調査	継続
内容	町内の指定等文化財について、現況を調査し、活用するにあたって不十分な要素を明らかにする。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.31

措置名	指定等文化財に関わる町民および団体に向けた支援体制の構築	継続
内容	町内の指定等文化財について、管理・活用等の支援体制を構築する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民(所有者等) ・地域の大熊町資料保存・活用団体	事業期間 R11(2029)～R17(2035)年

No.32

措置名	個別の保存活用計画の作成	新規
内容	指定等文化財に関する保存活用計画の作成を検討する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民(所有者等) ・地域の大熊町資料保存・活用団体	事業期間 R11(2029)～R17(2035)年 (R10年度の状況により実施を検討)

方針2 大熊町に関わるあらゆる人々と共に、「震災資料」の適切な活用を考える

No.33

措置名	(仮称)中間貯蔵施設内の大熊町資料に関する検討協議会等の実施 (No.16と同様)	新規
内容	中間貯蔵施設内に所在する大熊町資料について、文化財的な観点に限らず、様々な視点から検証し、その保存及び活用を検討する町民を含めた協議会等を立ち上げ、方針を検討及び提言する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、環境対策課、復興事業課) ・環境省 ・町民	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

No.34

措置名	社会教育複合施設における震災伝承に関する取り組みの実施	新規
内容	震災伝承の場として、社会教育複合施設において震災に関する展示や、震災伝承に取り組む人たちと共同して、震災を伝える取り組みを実施する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R11(2029)～R17(2035)年 (R10年度の状況により実施を検討)

方針3 地域の歴史文化を学べる講座の再開を検討する

No.35

措置名	「大熊町歴史講座」の実施検討	新規
内容	町や地域の歴史文化について、学べる教室の再開を検討する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、 生活支援課)	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

4 大熊町資料の保存・活用の体制作りに関する課題・方針・措置

● 4-1 大熊町資料の保存・活用の体制作りについての課題

- ・ 住民がいないもしくは少ない地区での大熊町資料の管理者が不足している

本来であれば地域住民によって大切に管理されていた各地区の大熊町資料を管理する住民が少なくなっている。

- ・ 町内の調査・保存・活用の人員が不十分である

町内の調査・保存・活用の人員が不足しており、関係研究機関と連携し、大熊町資料の調査・保存・活用を行う必要がある。

- ・ 避難町民が歴史文化に触れられる機会の創出が不十分である

多くの町民が帰還することが出来ておらず、他の自治体に居住している。町民アンケートより、歴史文化との関わりについて「気にかけているが直接かかわることはない」と答えた方が約4割おり、年齢や移動距離の多さが特にイベントへの参加へのハードルとなっている。

- ・ 震災以前にあったコミュニティを再構築する必要がある

アンケートにより、歴史文化に関わる取組に参加できない理由として「友人知人や知り合いなどと離れてしまったから」といった理由が挙げられており、震災前に築かれていたコミュニティが希薄化しており、大熊町資料の保存・活用の担い手作りのために、町民同士のつながりを創出していく事が必要である。

- ・ 震災後に大熊町に関わりを持った人が歴史文化に触れられる機会の創出が不十分である

廃炉従事者や企業団地立地などによる新たな町民に対する大熊町資料に触れる機会の創出が必要である。

● 4-2 大熊町資料の保存・活用の体制作りについての方針・措置

方針1 一時的な行政主導の管理方法について検討する

No.36

措置名	一時的な行政主導の管理方法についての検討	新規
内容	本来地域で保存継承していくべき大熊町資料のうち、避難先からの管理が困難なものについて、町が一時的に保管に関わり、維持していきながら、町民による管理ができる体制構築について検討を行う。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)~R17(2035)年

方針2 大熊町に関わるあらゆる企業や団体が「大熊町らしさ」に関われる体制を作る

No.37

措置名	文化財保護協力員による大熊町資料保護活動の実施			継続
内容	定期的に文化財保護協力員とともに地域の大熊町資料の保存・調査等に係る取り組みを実施する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

No.38

措置名	多様な機関との連携構築			新規
内容	町だけでは担いきれない研究分野の調査・保存等について、各機関との連携をはかれるような体制づくりを推進する。(ex:自然史的分野)			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(国文学研究資料館等)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

方針3 「大熊町らしさ」について、どこからでも触れられる機会を創出する

No.39

措置名	遠方にいる町民も歴史文化に触れられるためのオンラインによる情報発信			新規
内容	大熊町の歴史文化についてオンラインによる情報発信を行い、遠方にいる町民にも歴史文化に触れられる機会を提供する。なお、社会教育複合施設の整備と連動してコンテンツの拡充を図る予定。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、総務課、生活支援課)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

No.40

措置名	遠方にいる町民も歴史文化に触れられるための紙媒体による情報発信			新規
内容	大熊町の歴史文化に関する情報を紙媒体で発信し、遠方にいる町民にも歴史文化に触れられる機会を提供する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、総務課、生活支援課)	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

方針4 地域コミュニティが集まる機会を創出する

No.41

措置名	地域コミュニティに対する地区伝承のヒアリング実施			新規
内容	地区の集まり等で、聞き取り調査を実施し、つながる機会の創出を検討する。			
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、生活支援課) ・町民	事業期間	R8(2026)～R17(2035)年	

方針5 震災発生後に大熊町に関わりを持った人が歴史文化へ主体的に参加する場を提供する

No.42

措置名	社会教育複合施設整備事業に関するワークショップの開催	継続	
内容	社会教育複合施設整備事業において、町民参加ワークショップを実施し、震災前からの町民とともに、震災発生後に町に関わりを持った人も含め、歴史文化の保存・活用体制に参画させる。		
実施主体	・町（教育委員会生涯学習課）	事業期間	R8（2026）～R17（2035）年

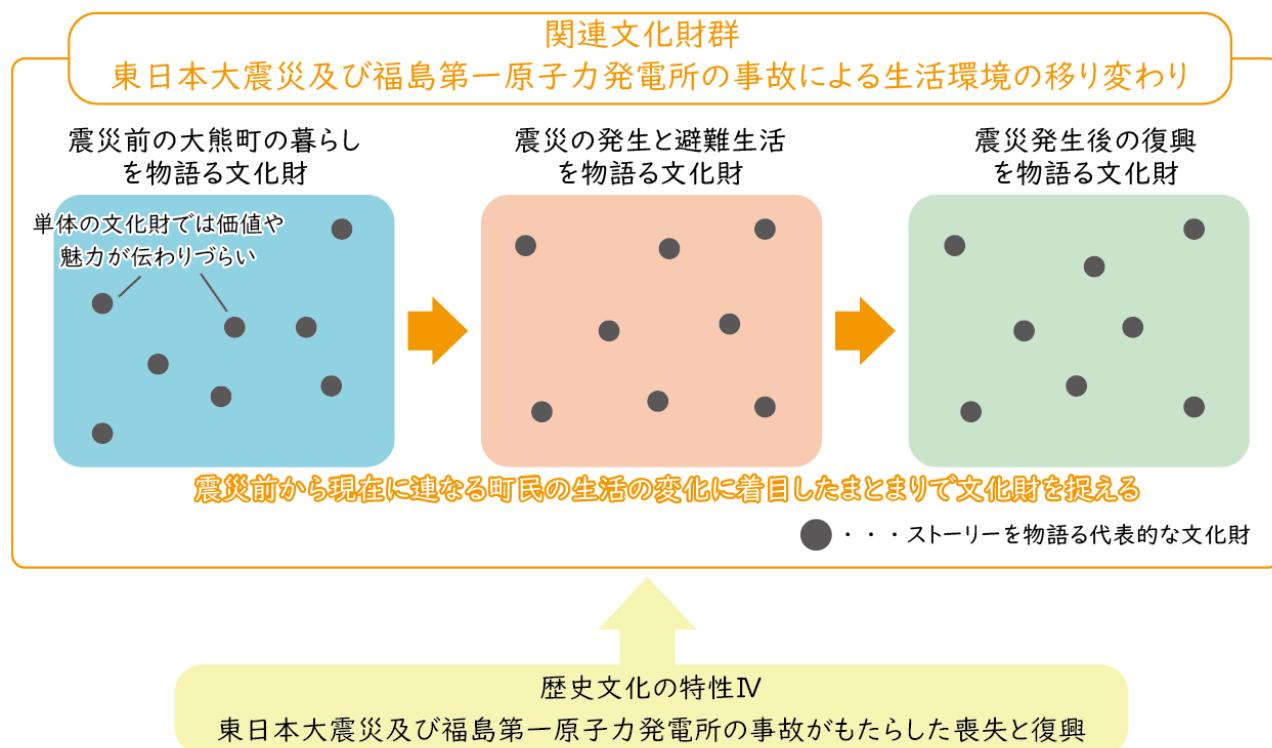
第7章 関連文化財群

関連文化財群とは、指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたものである。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組みであり、相互に結び付いた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

大熊町においては町民アンケートより、地域の生業に係る大熊町資料やお祭りやイベント、自然風景に関する「大熊町らしさ」を大切にする思いがより強く感じられた。これらの文化財の価値や魅力を後世に伝えて残すために、「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による生活環境の移り変わり」と題して、震災前から現代にまで連なる町民の生活の変化に着目した関連文化財群を1つ設定する。

関連文化財群「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による生活環境の移り変わり」では、「震災前の大熊町の暮らし」、「震災の発生と避難生活」、「震災発生後の復興」という連なりを1つのストーリーとして捉えており、この関連文化財群は第3章「大熊町の歴史文化の特性」で示した、「IV 東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故がもたらした喪失と復興」と紐着している。

[関連文化財群の考え方]



I 関連文化財群の概要と構成文化財

● I-1 関連文化財群の概要

〈概要〉

2011年3月、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、大熊町民は全町避難を余儀なくされ、町民の生活環境は大きく変化した。震災前、被災直後、復興の3つの時間の流れを象徴する大熊町資料を構成文化財として、震災と原子力発電所に向き合ってきた大熊町民の生活環境の移り変わりを1つのストーリーとして捉える。

〈ストーリー〉

震災前の大熊町の暮らし

大熊町は福島第一原子力発電所の操業に伴い、その関連企業も町に集まり、外部から多くの人口が流入し、町内のインフラや公共施設の整備が進んだ。また町の特産であった、米、梨、鮭などに加えて、ヒラメ生体養殖や水田転作作物としてキウイフルーツの栽培が進められるなど、新たな特産品が増えていった。

文化面では各行政区や大字を単位とした催しものが盛んにおこなわれ、町民に親しまれた。一方で「日陰山」の登山や「三ツ森山」の散策など豊かな自然環境を活かしたレジャーも盛んだった。

震災の発生と避難生活

2011年3月11日に起きた東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、大熊町民の生活は一変した。全町民避難を余儀なくされた町民の多くは会津若松市や郡山市など福島県内に避難した。その避難生活の様相は各地の避難先に設置された役場出張所から収集した資料群として保存されている。また、震災被害及び原発事故そのものの被害を表す、「福島県水産種苗研究所」や、「熊町小学校」が現在も一般の立入を制限している中間貯蔵施設内に残されている。

震災発生後の復興の暮らし

8年間続いた全町避難が終わり、一部区域での帰還が可能になると徐々に大熊町で復興の暮らしが始まると。役場は大川原地区へと移り「大川原復興拠点資料」や「大川原スクリーニング場資料」で原子力災害と向き合う復興の歩みが読み取れる。また、復興の過程で多くの建造物が解体された。町民の思い出の詰まった建造物（文化センターや大熊中学校）は3D デジタルデータで保存されている。

[関連文化財群のイメージ]

構成文化財のイメージ

震災前の大熊町の暮らし
を物語る文化財

- 震災前の暮らしを感じることのできる文化財
- 震災前の暮らしを物語る、史話・伝承等の文化財

震災の発生と避難生活
を物語る文化財

- 震災によって生まれた、被災と原発事故を象徴する文化財
- 震災によって形や意味が変化させられた文化財

震災発生後の復興の暮らし
を物語る文化財

- 復興の中で消えてしまった建物等の存在を示す文化財
- 大熊町の復興の歩みを示す文化財

● I-2 関連文化財群の構成文化財

[関連文化財群の構成文化財の一覧]

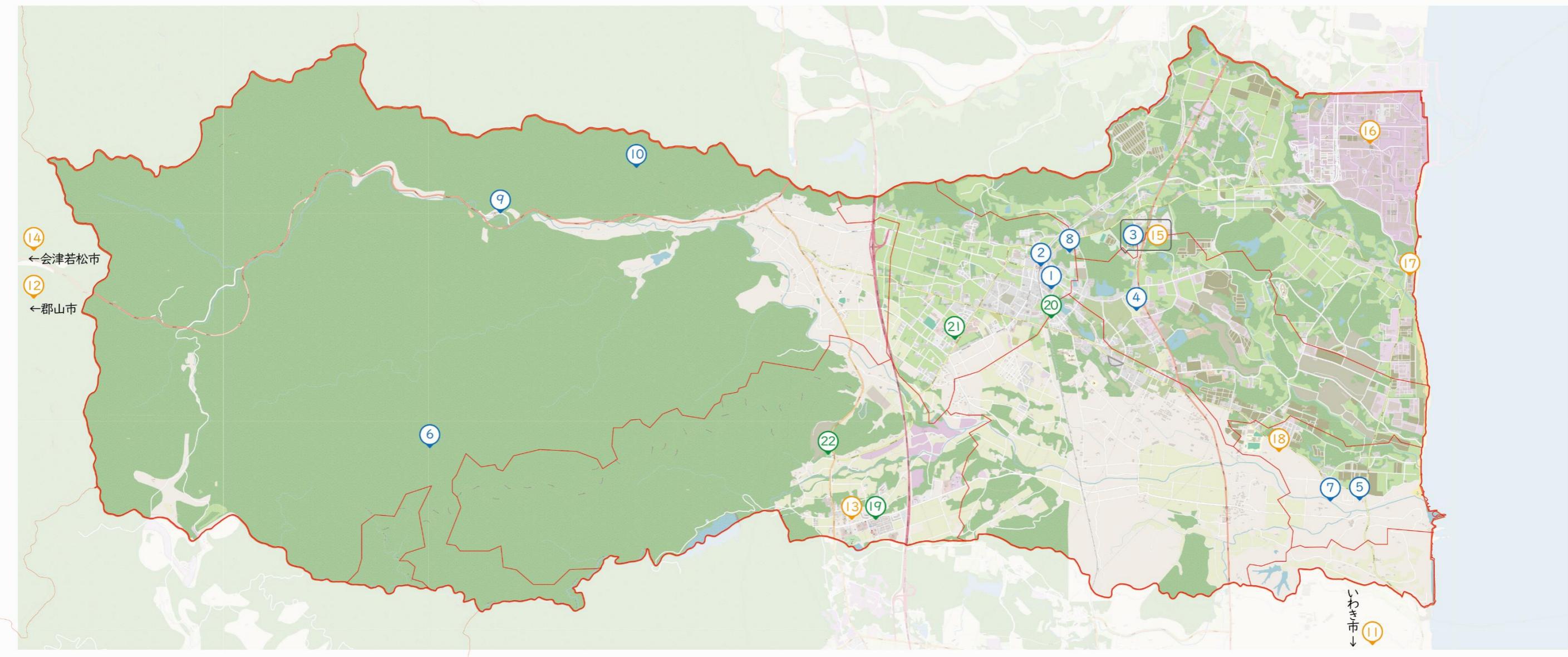
No	大熊町資料名	指定等 未指定	類型	概要
震災前の大熊町の暮らし				
東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって多くの影響を受け、失われてしまった震災以前の大熊町民の暮らしを読み取ることのできる大熊町資料を構成文化財とした。				
1	旧民俗伝承館 収蔵資料 役場 資料一式	未指定	美術工 芸品(歴 史資料)	震災前の町の動向を示す、役場に保存されていた資料。福島第一原子力発電所の誘致に関わる資料等も存在し、今の大熊町に至るまでの連なりを読み取ることができる。
2	文化財レスキュ ー資料 JR大野 駅資料	未指定	美術工 芸品(歴 史資料)	震災発生時に大野駅に収蔵されていた資料。駅の看板や町の特産品を紹介した特産品のレプリカ等が保管されており、震災前の町の中心地での暮らしを伺うことができる。
3	文化財レスキュ ー資料 地区公 民館・集会所資 料	未指定	美術工 芸品(歴 史資料)	震災発生後に、各地区の集会所等からレスキューした、町民体育祭等のイベントの備品や、集会場に保管されていた資料。震災前の大熊町での暮らしを伺うことができる。
4	文化財レスキュ ー資料 梨選果 場資料	未指定	美術工 芸品(歴 史資料)	大熊町の特産である梨の選果を行っていた選果場に残された資料。震災以前の大熊町の産業について読み取ることが出来る。
5	諏訪神社(熊 川)	未指定	史話・伝 承・思い 出(地域 の信仰)	例祭とその宵祭りに熊川稚児鹿舞が奉納されていた神社。大熊町に立地する代表的な神社。津波で拝殿が崩壊した。
6	日陰山	未指定	史話・伝 承・思い 出(地域 の自然)	阿武隈高地を代表する名山の一つであり、うつくしま百名山にも選ばれた。多くの町民が片道約2時間の登山が楽しんでいた。名称の由来として、春分日及び秋分日に小入野地区に立地する海渡神社から沈む陽を見ると、ちょうど陽が隠れる山であるからという指摘がある。
7	熊川	未指定	史話・伝 承・思い 出(地域 の自然)	大熊町の特産である鮭漁が古くから行われていた川。縄文時代からこの周辺で人が暮らしていたことが読み取れる。
8	文化財レスキュ ー資料 聖徳太 子神社資料	未指定	美術工 芸品(歴 史資料)	大野駅完成時、常磐線及び大野駅建設工事関係者により、地区の安全と繁栄を祈願し建碑された。平成30(2018)年に全町避難の中での管理難により解体され、拝殿内の資料等は大熊町が預かっている。
9	玉の湯温泉	未指定	史話・伝 承・思い 出(地域 の思 い 出)	玉の湯は慶長元(1596)年に発見されたといわれる相馬中村藩唯一の名湯と言われており、江戸時代には相馬中村藩主も度々湯治に訪れていた。震災発生以前まで営業されており、多くの町民にも親しまれていた。

10	三ツ森山	未指定	史話・伝承・思い出(地域の自然)	町北西に位置し、自然公園が整備されていた。800本の桜が植えられており、春には桜が楽しめるほか、アジサイの名所でもあり、多くの人に親しまれてきた。また、園内には一度に一俵の栗の実をつけるという伝承がある「一俵栗」などの古木もある。震災発生以来立入り規制が継続している。
震災の発生と避難生活				
震災発生時の大熊町民の暮らしや、震災及び原発事故による被害を直接物語ることができる大熊町資料を構成文化財とした。				
11	文化財レスキュー資料 いわき出張所資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	
12	文化財レスキュー資料 中通り連絡事務所資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	震災発生後から、福島各所の避難先で設置された仮設住宅や出張所などから収集した資料。全町民避難という事態の中で故郷から離れて暮らす大熊町民の暮らしを読み取ることができる。
13	文化財レスキュー資料 大川原連絡事務所資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	
14	文化財レスキュー資料 会津若松出張所資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	
15	スポーツセンター保管 石造物群	未指定	有形の民俗文化財	震災発生後に大熊町内各所に置かれていた石造物を回収し、スポーツセンターで保管している。震災の発生によって、元の場所から移動し保管せざるを得なかった大熊町の被災状況を読み取ることが出来る。
16	東京電力福島第一原子力発電所	未指定	史話・伝承・思い出(地域の思い出)	昭和46(1971)年に開業し、関連企業の立地や産業の活性化と町民の生活を大きく変えた施設。
17	福島県水産種苗研究所	未指定	史話・伝承・思い出(地域の思い出)	発電所の温排水有効利用について研究開発を行う目的を持って、設置された全国的にも高いレベルの設備を備えた施設。津波による被害を受け、現在では施設の骨組みのみが残されている。
18	熊町小学校	未指定	史話・伝承・思い出(地域の思い出)	中間貯蔵施設内に立地する小学校。現在でも立入りが制限されており、震災発生時の状況のまま建物が放置されているため、小学校内の机には開かれた辞書がそのまま置かれており、地震被害と原発事故の2つの被災がもたらした影響を読み取ることができる。

震災発生後の復興の暮らし				
震災発生後の新しい大熊町での暮らしや、復興の過程で消失してしまった物事の存在を示す大熊町資料を構成文化財とした。				
19	大川原復興拠点資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	大川原に設置された復興拠点に残された資料。震災から復興へ向かう大熊町の姿を読み取れる。
20	文化財レスキューデータ資料 3D 測量データ資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	解体されることになった、震災前の町内施設の3D スキャンデータ。文化センターや大熊中学校のデータが保存されている。大熊町文化センターは大野駅東側に所在し、震災前まで音楽イベントや国際交流事業等が行われていた。震災発生後3D データを記録した。特に景勝地「馬の背岬」の縞帳は印象的であった。大熊中学校は昭和50(1975)年に夫沢地区に建設された校舎は現在では解体され、建物の3D データが残されている。
21	清水 JV 寄贈資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	清水 JV が受託した町復興拠点除染等工事に関するサイン等があり、大熊町の除染工事の様子を読み取れる
22	大川原スクリーニング場資料	未指定	美術工芸品(歴史資料)	令和2(2020)年3月に廃止された大川原スクリーニング場で使用されていた物品等があり、スクリーニング場の様子を知ることができる。

【構成文化財群の位置図】

大熊町資料の位置については、大熊町資料の保管場所ではなく、その資料が示す場所や地域を示している。(一部例外)



震災前の大熊町の暮らし

- ① 旧民俗伝承館収蔵資料 役場資料 一式
- ② 文化財レスキュー資料 JR 大野駅資料
- ③ 文化財レスキュー資料 地区公民館・集会場資料
(地図上で示した位置は現在の保管場所)
- ④ 文化財レスキュー資料 梨選果場資料
- ⑤ 諏訪神社（熊川）
- ⑥ 日隱山
- ⑦ 熊川
- ⑧ 聖徳太子神社 資料
- ⑨ 玉の湯温泉
- ⑩ 三ツ森山

震災の発生と避難生活

- ⑪ 文化財レスキュー資料 いわき出張所資料
- ⑫ 文化財レスキュー資料 中通り出張所資料
- ⑬ 文化財レスキュー資料 大川原出張所資料
- ⑭ 文化財レスキュー資料 会津若松出張所資料
- ⑮ スポーツセンター保管 石造物群
(地図上で示した位置は現在の保管場所)
- ⑯ 東京電力福島第一原子力発電所
- ⑰ 福島県水産苗研究所
- ⑱ 熊町小学校

震災発生後の復興の暮らし

- ⑯ 文化財レスキュー資料 大川原復興拠点資料
- ⑰ 文化財レスキュー資料 3D 測量データ
(地図で示した位置は旧大熊町文化センター)
- ㉑ 清水 JV 資料
- ㉒ 大川原スクリーニング資料

2 関連文化財群の課題・措置

● 2-1 関連文化財群についての課題

- 文化財レスキュー資料の関連情報が不足している

工期が厳密な除染解体事業の中で、文化財レスキューが行われたため、寄贈・寄託前後の資料調査が不十分な資料が多い。中には寄贈・寄託者からのヒアリングが十分ではなく、その背景や価値を判断する資料のメタデータがないものがある。また、今後も町民の避難状況の変化により、レスキューの対象となる大熊町資料が町民から寄贈・寄託される可能性がある。

- 震災前の大熊町の暮らしに関する調査不足

震災直後から全町避難が始まった影響で、震災直前の大熊町の暮らしに関する記述や文化の保存が十分ではない。また、町民アンケートによると大熊町資料の価値を「故郷を感じることができる」と回答している方が多く、震災前の大熊町の歴史文化について調査し、整理することが町民にとって有益であることが推察され、震災前の記録を残し継承していくことが求められている。

- 震災に関連する資料の価値づけができていない

文化財レスキュー資料は既存の文化財類型でとらえられないものが多く、それらは正式な名称もなく、現在は仮称:震災資料としている。そしてその価値の多寡を判断できていない。

- 町内一時保管資料の保管場所の確保が不十分

文化財レスキュー資料は現在帰還困難区域の総合体育館で一時保管している。その場所は適切な保管環境でなく、スペースが限られており、また、今後も増える資料については収蔵する目途が立っていない。

- 町外一時保管資料の町による管理・調査が不十分

震災前まで町で収蔵していた資料は被災ミュージアム再興事業により福島県白河市にあるまほろんの仮保管庫で保管されているが、距離等の問題により十分な調査ができない。

- 中間貯蔵施設の大熊町資料について

中間貯蔵施設の整備にあたって、移動の必要があった石造物等について、一時的に元の場所から移動を行ったものの、今後の取り扱いが未定であり、移動を行った大熊町資料について、詳細が判明していないものも含まれている。

- 震災以前の大熊町らしさを表す大熊町資料の保存が不十分

避難先で生活している町民が「大熊町に戻ってきたときに、様子が一変していてショックを受ける」など震災被害及び復興に伴う開発事業が進捗する大熊町で震災前の風景が失われている状況がある。

- 指定等文化財の活用が十分に行えていない

現在大熊町では9件の国登録有形文化財（石田家住宅・渡部家住宅）と2件の無形の民俗文化財（熊川稚児鹿舞・長者原じんがら念佛太鼓踊り）、1件の有形の民俗文化財（はなどり地蔵）、2件の

史跡（熊町一里塚、五郎四郎一里塚）があり、その十分な活用ができていない。これらは震災発生以降整備自体が不十分となっている。

- 震災の歴史から震災の教訓を世界へ伝える取り組みが不十分

アンケートより、町民の約半数が「震災による「大熊町らしさ」の変化から震災の教訓を伝えることが出来る」ということに価値を感じており、復興の過程の中で消えてしまう可能性のある中間貯蔵施設内に立地している震災遺構（熊町小学校等）に対して、町民の意向も考慮しながら慎重に活用していく事が求められている。

- 2-2 関連文化財群についての方針・措置

関連文化財群についての措置は大熊町全域に関わることであるため、第6章「保存・活用に関する課題・方針・措置」で述べた措置と重複するものとなっている。そのため、本項では第6章で示した措置の中から、関連文化財群に深く関わるものを見抜き出し、再掲することとする。

方針1 文化財レスキューを継続し、収集した大熊町資料の調査を行う

No.5

措置名	文化財レスキュー事業等の、町民からの大熊町資料の寄贈・寄託の受け入れ 継続	継続
内容	文化財レスキュー事業は平成28年から断続的に実施し、町内の総合スポーツセンター等に仮保管している。現在は随時個人等の要望を受ける、もしくは公民館、集会所の解体にともなって収集を行っており、これらの活動を継続する。	
実施主体	・町（教育委員会生涯学習課） ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.6

措置名	収集した資料のヒアリング調査	新規
内容	文化財レスキュー等で収集した資料、特に民具は、その寄贈・寄託者等へのヒアリングを実施し、その形態的特徴に限らず、来歴や使用法に関する情報・データを蓄積し、資料的価値の向上を図る。	
実施主体	・町（教育委員会生涯学習課） ・専門機関（人間文化研究機構等） ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

方針2 震災前の暮らしの記録の収集と体系的な整理を行う

No.7

措置名	『震災記録誌』及び『大熊町町政70周年記念誌』の成果の整理	継続
内容	『震災記録誌』や『大熊町町政70周年記念誌』の成果を踏まえた震災前及び震災発生時の一 次情報の整理を体系的に実施する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.8

措置名	「震災前の暮らし」に関するオーラルヒストリーの実施	新規
内容	『大熊町町政70周年記念誌』をはじめとする町内外の既存成果の収集・整理を踏まえて「震災 前の暮らし」を知る人びとに対してオーラルヒストリーの手法を用いて調査・記録する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・町民	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

方針3 「震災資料」の価値の明確化を行う

No.9

措置名	「震災資料」の整理	新規
内容	文化財保存活用地域計画での大熊町資料の定義(P4に記載)に当たはまる資料について優 先的に整理を行う。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(国文学研究資料館)	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.10

措置名	「震災資料」の保存・管理の検討	新規
内容	整理を行った「震災資料」の今後の扱いについて、保存・展示・返還等のあらゆる方法を検討し、 適切な保存・管理方法について検討を行う。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

方針4 大熊町資料の適切な保管環境を整備する

No.11

措置名	町内一時保管資料の保存環境整備	新規
内容	(1)町内一時保管資料の収蔵場所の温湿度データの調査 (2)継続的な保管環境の整備、令和10年度開館予定の社会教育複合施設での適切な保管 および展示	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

No.12

措置名	町外一時保管資料の保存環境整備	継続
内容	町外一時保管資料について、継続的に保管環境の把握を行う。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・福島県 ・専門機関	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

No.13

措置名	社会教育複合施設収蔵機能の整備(令和10年度開館予定)	継続
内容	町内一時保管資料及び町外一時保管資料の適切な保管環境及び十分な収蔵能力(今後も増えることを想定される資料も含む)を有する収蔵機能を検討し、配置計画を作成する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

No.14

措置名	社会教育複合施設への大熊町資料の移管計画の作成	新規
内容	一時保管資料に関して、社会教育複合施設への移管計画(運搬及び燻蒸)を検討する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

方針5 中間貯蔵施設の大熊町資料の保存管理を検討する

No. 15

措置名	一時保管石造物の取り扱いの検討	新規
内容	中間貯蔵施設の整備に伴い、移動せざるを得なかった石造物について、最終的に元の場所に再置するまでの保存方法の検討と前提としての再置可否の検討を行う。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・環境省	事業期間 R8(2026)～R17(2035)年

No.16

措置名	(仮称)中間貯蔵施設の大熊町資料に関する検討協議会等の実施	新規
内容	中間貯蔵施設内に所在する大熊町資料について、文化財的観点に限らず、様々な視点から検証し、その保存及び活用を検討する町民を含めた協議会等を立ち上げ、方針を検討及び提言する。	
実施主体	・町(教育委員会生涯学習課、環境対策課、復興事業課) ・環境省 ・町民	事業期間 R8(2026)～R10(2028)年

方針6 「大熊町らしさ」を示す場所・景観を記録化し、地域に還元する

No.17

措置名	「大熊町らしさ」を感じる景観に関する調査の実施			新規
内容	<p>町民アンケート等を基に町民が「大熊町らしさ」を感じる景観について、(1)調査と(2)調査結果を基にした普及啓発を行う。</p> <p>(1)調査(ヒアリング、リスト台帳作成)</p> <p>(2)普及啓発(ガイダンス、サイン、紙媒体・オンラインでの周知等)</p>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・町(教育委員会生涯学習課) ・町民 		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年

No.18

措置名	大熊町 3D デジタルアーカイブプロジェクトの推進			継続
内容	町内の公共施設を中心に、デジタル技術を用いた記録措置を実施し、社会教育複合施設等で記録を公開する。			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(福島県立博物館等) 		事業期間	R8(2026)～R17(2035)年 (R10(2028)年度に見直し)

方針7 指定等文化財の活用までのプロセスを作成する

No.32

措置名	指定等文化財に関する町民および団体に向けた支援体制の構築			継続
内容	町内の指定等文化財について、管理・活用等の支援体制を構築する。			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・町(教育委員会生涯学習課) ・町民(所有者等) ・地域の大熊町資料保存・活用団体 		事業期間	R11(2029)～R17(2035)年

No.33

措置名	個別の保存活用計画の作成			新規
内容	指定等文化財に関する保存活用計画の作成を検討する。			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・町(教育委員会生涯学習課) ・町民(所有者等) ・地域の大熊町資料保存・活用団体 		事業期間	R11(2029)～R17(2035)年 (R10年度の状況により実施を検討)

方針8 大熊町に関わるあらゆる人々と共に、「震災資料」の適切な活用を考える

No.34

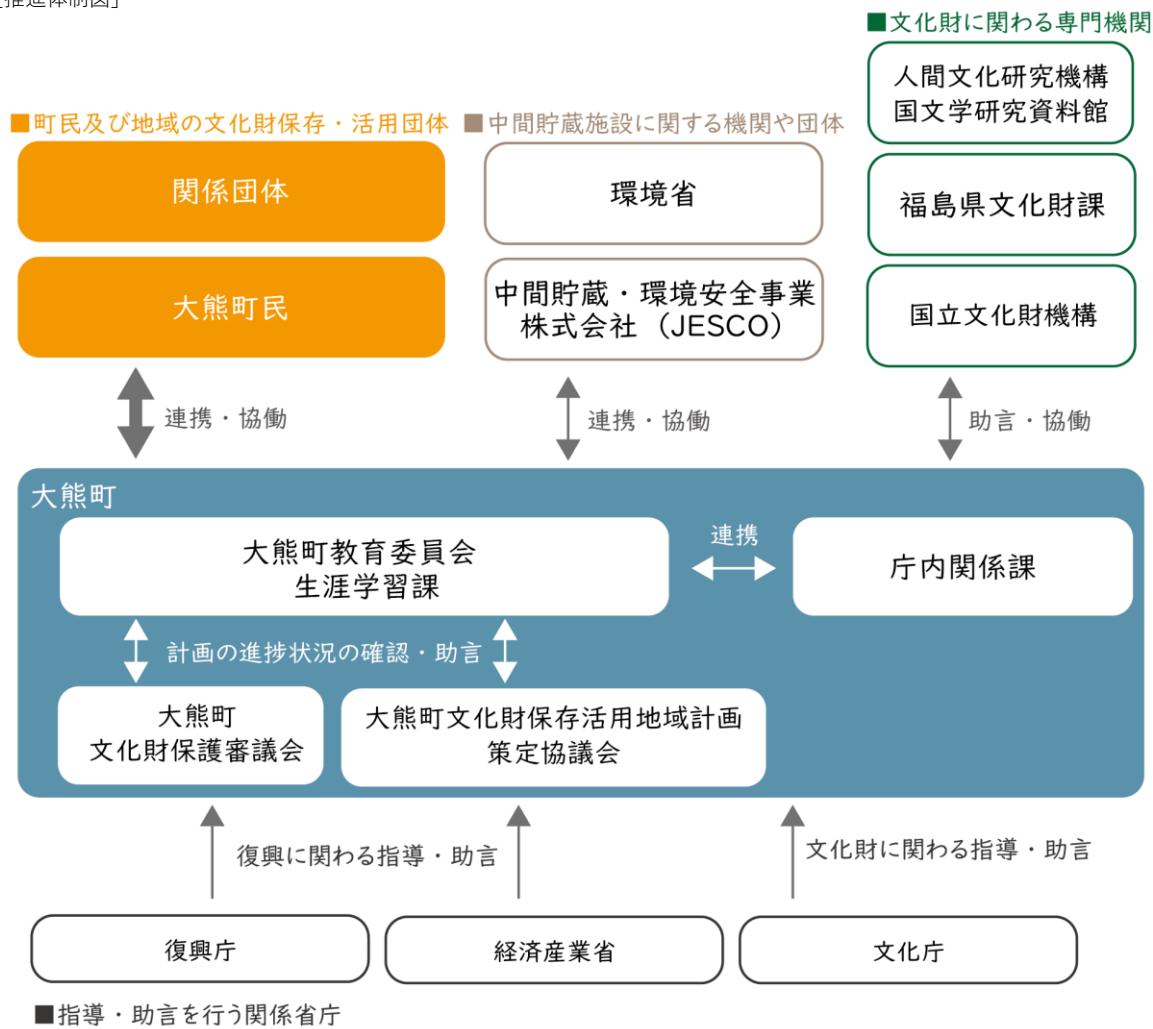
措置名	(仮称) 中間貯蔵施設内の文化財等に関する検討協議会等の実施(No.16 と同様)			新規
内容	中間貯蔵施設内に所在する大熊町資料について、文化財的な観点に限らず、様々な視点から検証し、その保存及び活用を検討する町民を含めた協議会等を立ち上げ、方針を検討及び提言する。			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・町(教育委員会生涯学習課、環境対策課、復興事業課) ・環境省 ・町民 		事業期間	R8(2026)～R10(2028)年

第8章 大熊町資料の保存・活用の推進体制

計画の推進にあたっては、大熊町生涯学習課を中心に、大熊町資料関係組織や、庁内関係課を始めとして、復興や中間貯蔵施設や帰還困難区域と関係した国や事業者とも密な連携を図ることを目指す。また、町民や、関係団体等、大熊町に関わるあらゆる人びとの連携・協働を推進する。

計画期間終了時には、最終評価を行い、次期計画の作成に向けて、最終的な進捗をとりまとめる。最終評価の際には、町民の帰還状況や社会教育複合施設の稼働状況などを考慮し、各措置の進捗について評価を行う。

[推進体制図]



[関係組織・団体一覧表]

大熊町(図中段)	
団体・組織名	主な連携内容
■大熊町資料関係機関	
大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会	地域計画の進捗の確認及び助言を行う。
文化財保護審議会	大熊町資料の保存や活用について、審議や調査を実施
社会教育複合施設(施設完成後)	大熊町資料の収集、保存、展示、学習等を始めとした大熊町資料の保存・活用の取組を推進する拠点となる
■庁内関係課	
教育委員会生涯学習課	文化財行政に関する事(職員8名うち専門職員2名)
教育総務課	教育における歴史文化の活用について 関連する措置:No25 学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習等
環境対策課	①大熊町資料の防犯・防災について ②帰還困難区域の大熊町資料の保全・管理での連携について 関連する措置:No16(仮称)中間貯蔵施設内の大熊町資料に関する検討協議会等の実施
福祉課	歴史文化を活用した生涯学習等について 関連する措置:No19 大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史・文化学習への参加
生活支援課	歴史文化を活かした情報発信や魅力発信について 関連する措置:No38 遠方に住む方も歴史・文化に触れられるためのオンラインによる情報発信 No39 遠方に住む方も歴史・文化に触れられるための紙媒体による情報発信
復興事業課	復興、再開発における大熊町資料の保存について 関連する措置:No16(仮称)中間貯蔵施設内の大熊町資料に関する検討協議会等の実施
総務課	歴史文化を活かした情報発信や魅力発信について 関連する措置:No38 遠方に住む方も歴史・文化に触れられるためのオンラインによる情報発信 No39 遠方に住む方も歴史・文化に触れられるための紙媒体による情報発信
企画調整課	復興計画との整合性に関わること 観光に関わること
農業振興課	農業振興に関わること
会津若松出張所	避難先で生活する町民に対し歴史文化の情報発信に関わること
いわき出張所	避難先で生活する町民に対し歴史文化の情報発信に関わること
中通り連絡事務所	避難先で生活する町民に対し歴史文化の情報発信に関わること

大熊町資料の保存・活用に関わる機関や団体(図上段)	
団体・組織名	主な連携内容
■地域の文化財保存・活用団体	
おおくまふるさと塾	古跡巡りをはじめとした、大熊町資料の発信や学びの場の創出に 関すること
大熊町里山活用協議会	特に登録有形文化財の活用に関すること
■大熊町民	
大熊町資料所有者	所有している大熊町資料の保存・活用に関すること
文化財レスキュー寄贈・寄託者	レスキューした大熊町資料の保存・活用に関すること
各行政区長	各地区の大熊町資料の保存・活用に関すること
大熊町内に居住する町民	町内での大熊町資料の保存・活用の町民参加に関すること
大熊町外に居住する町民	大熊町への帰省や帰還、遠距離での大熊町資料の保存・活用の 取組への参加に関すること
■大熊町資料に関わる専門機関	
人間文化研究機構 国文学研究資料館	大熊町資料の調査・研究に関すること 関連する措置:No1 国文学研究資料館との継続的な古文書、古 典籍類の調査・分析
福島県文化財課	県指定・登録等や文化財行政全般の指導助言に関すること
国立文化財機構	大熊町資料の収蔵環境整備や保全方法の指導助言に関すること
東日本大震災伝承館	震災被災地での資料の保存・活用に関すること
福島県立博物館	大熊町資料の調査・研究に関すること 関連する措置:No2 動植物に関する研究連携体制の構築 No18 大熊町 3D デジタルアーカイブプロジェクトの推進
福島県文化財センター白河館 (愛称:「まほろん」)	一時保管資料に関すること 関連する措置:No12 町外一時保管資料の保存環境整備 No14 社会教育複合施設への大熊町資料の移管計画の作成
■中間貯蔵施設に関する機関や団体	
環境省	中間貯蔵施設内に残された大熊町資料に関すること 関連する措置:No15 一時保管石造物の取り扱いの検討
中間貯蔵・環境安全事業株式 会社 (JESCO)	中間貯蔵施設に関すること

指導・助言を行う機関や団体(図下段)	
団体・組織名	主な連携内容
■指導・助言を行う関係省庁	
文化庁	国指定・登録等や地域計画への指導助言に関すること 被災ミュージアム再興事業に関すること
復興庁	復興に関すること
経済産業省	原子力災害への対応に関すること

大熊町文化財保存活用地域計画

令和 7 (2025) 年 12 月認定

発行：大熊町教育委員会

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

Tel : 0240-23-7194 Fax : 0240-23-7846